

第六十三回国会 建設委員会 議 録 第十八号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君

理事 渡辺 栄一君

理事 吉田 之久君

池田 清志君

金子 一平君

丹羽喬四郎君

廣瀬 正雄君

古内 広雄君

山本 幸雄君

井上 普方君

大原 亨君

松浦 利尚君

小濱 新次君

浦井 洋君

出席國務大臣

建設 大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

文化庁次長 安達 健二君

建設政務次官 田村 良平君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省住宅局長 大津留 温君

委員外の出席者

文化庁文化財保 護部長 内山 正君

建設省都市局 區調整課長 村山 幸雄君

建設省道路局 國道第一課長 高橋國一郎君

建設省道路局 國道第二課長 川上 賢司君

参 考 人
(日本住宅公団 理事) 宮地 直邦君
建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動
五月十二日
辭任 三木 喜夫君 補欠選任 大原 亨君

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出 第三号)(参議院送付)
建設行政の基本施策に関する件

○金丸委員長 これより會議を開きます。
参考人の出頭要求に関する件についてはおはかりをいたします。

すなわち、建設行政の基本施策に関する件調査のため、本日、日本住宅公団より理事宮地直邦君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決しました。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕
○天野(光)委員長代理 内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井上普方君。

○井上委員 私は、建築基準法の問題につきまして、先国会におきまして長時間にわたりの議論と論議せられたところがありますので、重複部分を避けまして一応質問をいたしたいと存ずるのであります。

まず第一に、この建築基準法の一部を改正する法律案をもう一度読んでみますと、政令にまかしてある部分が多々あるものであります。しかし、法文によりまして、政令は一応一年後に作成することにはなっておりますけれども、先国会のいろいろな要求、これを盛り込んだ政令がなされなければならぬと思つております。したがって、法案を審議する際には、法律と政令とは、政令がいかに立法院の意思を盛り込むかということが重要な意味を持つと思つたので、少なくとも政令案の要綱、いままでの各委員諸君から出された意見の盛り込んだ要綱というものがないと、昨年の通常国会以来約一年を積み上げておる今日におきましては、政令案の要綱は少なくとも建設省当局において用意されておると思つたので、この政令案要綱をひとつお出し願ひ、これを強く要求いたしました。このように思つたのでございますが、政務次官いかがでございますか。この点、いま直ちに御答へいただけますか。

○田村政府委員 お答へします。
要綱の完べきものまではいっておりませんが、要旨は一応用意はいたしております。

○井上委員 それでは、要旨をいま直ちにこの手元にお出し願ひ、これを要求するものでございませう。

○大津留政府委員 私の手元にメモはございますけれども、提出するような形に印刷はしてありませんので、あとでござんたいだきたいと思つております。

○井上委員 それでは、私はこの印刷物が回つてまいりましてから質問をいたしたいと思つたので、私の質問はこの程度に終えて——といふのは、先ほど申しましたように、先国会における質問あるいはまた委員会における要求が、いかに政令の趣旨に盛り込まれておるかということを見なければならぬ、このように考えますので、ひとつ委員長におかれましては、適宜御配慮をお願いしたいと思います。

○天野(光)委員長代理 ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○天野(光)委員長代理 速記を始めて。
○井上委員 私は、ただいま要求いたしました政府の資料ができるまで、私の質問は中断いたします。

○天野(光)委員長代理 この際、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

大原亨君。
○大原委員 私は、きょうこれは第一回目の質問にしたいと思つたのですが、これは他の委員会でもやろうと思つたのですが、実は広島市の戦後の大きな区画整理を今日振り返つてみまして、都市計画の中における区画整理法の運営のあり方について非常にたくさん問題がある、こういうふうに思つてわけでありませう。これらの問題点を私どもが一つ一つについて重要な点を分析をし、あるいは説明をするというところは、今後の都市計画を進めていく上において、あるいは法律一般の運営においてきわめて重要である、こういうふうに私はいろいろと研究いたしまして痛感をいたしました。特に広島市は原爆を受けておりまして、都市計画が今

○村山説明員 お答えいたします。

一般的には評価式を採用しておりますが、広島の場合はあきらかに非常に緊急な事態の中で換地計画を立てました関係上、面積式をとって換地を与えております。

○大原委員 それで面積式によって換地をするという方式をとっておるといふふうに考えてよろしいわけでしょうか、しかし、これをとっておるといふに非常に問題が起きておるといふ点もあるわけです。

そこで、質問を進めてまいりますが、いまからは広島市の西部について、元安川から西部、県知事が施行いたしました点について、具体的な問題を頭に置きながら質問を進めてまいります。

第一点、西部における減歩率は幾らであったのか。それから、西部の区画整理によって生み出した公共用地は幾らであるのか。第三、その区画整理の中で出てきたいわゆる未指定地の面積は幾らであるのか、この三点、これは局長とはデイスカッションしてないが、下のほうとはデイスカッションしてあるのだから、突然の質問じゃないから、その点をひとつお答えいただきたいと思います。

○村山説明員 お答えいたします。

まず減歩の問題でございますが、減歩は地区全体といたしまして二六％の減歩ということがこの地区の全部になっております。

なお、未指定地及びもう一点に關しましては、いま直ちに計算いたしましたすぐお答え申し上げます。

○大原委員 この減歩の二六％はいつきのめたのですか。いつの時点で決定した減歩率ですか。

○村山説明員 事業計画の樹立の段階におきまして、二六％ということが大体決定いたしました。

○大原委員 それは時点は何年かわからぬですか。

○村山説明員 二十六年ごろだと思っておりますが……

○大原委員 この未指定地というのはどういう意味ですか。事務当局で調べておたら答えてください。

さい。区画整理法では、何条を根拠にして未指定地というのを出るのですか。

○村山説明員 お答え申し上げます。

区画整理は、当然全部の従前の宅地に対しまして、整理後それぞれの方々がそれぞれの土地をいただくわけでございます。その中で未指定地といいますが、そういうような指定をしない土地といふのは、原則的にはあるはずはないわけでございます。

ただ、実際問題といたしまして、大きな面積でいろいろ割り込んでまいりますときに、すみこのほうで土地が出ましたり、それからいろいろやっていく過程におきまして、換地操作上の未指定地といふのをつくる場合がございます。これを非常にうまく運営して区画整理をやっていくというのには、現在の一つの形になっておりまして、そういう関係で非常に多くの未指定地をとるということについては難点がございまして、ある程度未指定地といふのは指定してないところでございます。あとどこかに必ず指定するわけでございますが、そういうような土地を幾ぶん保留しながら区画整理を進めていくというのが現在のやり方でございます。

○大原委員 ほくの理解では、未指定地というのは——あとで一緒にお答えいただきたいが、未指定地が広島では非常にたくさん出ているというのには、昭和二十年から始めました都市計画、区画整理ですけれども、つまり減歩の対象となった、根拠となった公共用地、平和公園とかあるいは百メートル道路その他の国道、そういう公共用地を少なくしたために未指定地がたくさん出た、こういうことではないのですか。

○村山説明員 この問題に關しましては、全く広島特有の問題でございまして、普通の場合の未指定地というのとは、先ほど申し上げたとおりでございますが、実は広島の場合におきましては、園地決定が途中で変更いたしましたして、一つの例を申し上げますと、五十メートルの道路でやるはずになっておりましたのが、途中からそういう広幅員

というの問題であるという点で三十メートルに下げるとか、あるいは大きな公園を縮小したとかいうような財政の問題から、区画整理全般に相当大きな変更を来たした時期がございまして、その時期にすでにそういうことで公共用地に指定するつもりであったわけでございますけれども、それが変更になりましたために残地が、いわゆる未指定地という形で相当部分広島の場合は出てきたという事実でございます。

○大原委員 そこで未指定地というのは、広島市の西部だけをとってみますと何坪あるのですか。ばく大な未指定地があるわけですね。そういう都市計画の変更を中心として起きた未指定地がばく大に出ておるわけですね。

○村山説明員 西部の全部の面積が百五十万坪でございますが、その中で未指定地であけておりますものが六万坪でございます。

○大原委員 未指定地は六万二千坪というふうに県は公表してありますね。しかし、これは出し方によりますと、計画変更による未指定地が十一万坪ある、こういうふうに計算できる一つの根拠があるわけですね。これはひとつ、私は問題として言っておきます。いずれにいたしましても、県の公表だけでも六万二千坪の未指定地が生まれておる。

この未指定地は計画変更が主たる大きな原因であるから、つまり公共用地を狭くしたことによるものであるから、何らかの形で、平均二割六分ほど減歩を受けておる旧地主に、やはり減歩率を下げるなり、あるいはいま言われたような金銭で換算をして交付するなり、こういうふうにすべき問題ではないか。そういう点についてやっぱり疑問をびちちとしておかないと、これからの都市計画は当局を信用していけないという、こういう議論になりますね。

○村山説明員 未指定地の使い方の問題でございますが、区画整理の途中におきましては、いわゆる未指定地としてそういう土地が残ってまいるわけでございますが、たとえばそれを保留地の一万

五千坪に使うとか、それから御承知の一坪換地でございます。そのほかに二万四千坪使うとか、その他、おっしゃいましたような仮換地の指定の変更によるもの、そういうものいろいろ使いまし、最終的には、いわゆる何も換地しない、未指定地のままで残っておるものというのはゼロになっております。

○大原委員 それで、そういうことが非常にずさんだと、こういうわけですね。つまり私が言っておるのは、広島の特長事情もあるが、非常に長い間かかって、法律までだいぶ改正になっているけれども、つまり六万二千坪も未指定地ができた一番大きな原因は計画変更ではないか。公共用地を、平和公園を当初の計画からいって縮小したことが一つの大きな原因ではないか。であるならば、区画整理をする目標は、換地処分をして、そうして公共用地を見出すことが一つの大きな目標ですが、そういう公共用地が縮小されたならば、当然減歩率に影響を与える、そういうことが当然のことではないか、こう言うわけですね。そのことをずさんに処理していることはあとで議論するけれども、そこが一つ問題ではないかと思っております。

○村山説明員 御説のとおりだと思います。

ただ、区画整理が相当進行いたしましたして、それだけの仮換地が与えられた段階がまいります。その段階におきまして公園とか道路の縮小がございまして、そのある位置にございましてたとえば百坪から百坪余った土地を、それぞれすでに仮換地がきまつておる方に一坪ずつまた渡していくというようなことが、現実問題として非常に困難でございますので、特に、しかも広島の特長性を勘案いたしますして、ああいう一坪換地の問題が出てきたわけでございますが、そういうほうからは当然清算金が出てまいりまして、その清算金を今度は地区全般の人に還元するというような形で、土地の形では還元していませんけれども、金銭的なものでそれが還元されておる。あの場合にそういう措置をとったということでございます。

○大原委員 一坪換地、増し換地についてはあとで議論いたします。いまの点はあとに残しておきます。

それから、測量による測量増し地ですか、つまり登記簿上の面積と、都市計画をやる際に実測いたしますが、その実測との間の差は幾らあるのか。

もう一つは、測量によって増大をする土地は、その所有権はだれに帰属しているのか。登記と、実際に占有していた土地が違つて、測量してみると登記簿の面積よりも測量の面積のほうが大きい。こういう場合には、これはだれの所有に属するのか。

○村山説明員 測量増、一般になら延びと申しておりますが、これについてお答え申し上げます。

広島市の西部につきましては、失礼でございますが、坪で申し上げまして三万二千二百五坪でございます。それから東部につきましては二万二千九百四十坪というものが測量増になっております。これは実際に測量いたしましたものと、土地台帳との間にそれだけの差があったということでございます。

それで、区画整理をやります前に、それぞれの権利者の土地を的確に測量いたしましたして、自分の土地は幾ら幾らであるということがはっきりわかればいいわけでございますけれども、わからないときには、土地台帳によって区画整理は現在進められております。ただ、区画整理をいたします前に、特に何らかの事情で測量等によりましてはつきりと自分の敷地がこれだけであるというようないことがわかりますと、その土地につきましては、そういう精査をいたしましたものを従前の権利の面積として自後の処理をいたしております。

そういういたしますと、そういう申請によって修正されなかった方、こういう方については非常に不公平を生じるわけであります。

〔天野光 委員長代理退席、委員長着席〕
そういうものは全部一括いたしましたして、この土地がどなたのものであったかということはわかりま

せんけれども、その中に住んでおられる住民の方全部の何かの出し分であるというところの考え方によりまして、それを届け出をした以外の方に、それだけのものをそれぞれ従前の土地に案分いたしまして、測量増は結局従前の土地にそれぞれ案分して従前の権利とするというような形で評価をいたしております。

○大原委員 そうすると、そのなわ延びによる土地は、それぞれ各もとの所有権者に還元する措置をとるという原則ですね。具体的にどうするかという事です。これが一つ。

もう一つは、ある人にはなわ延びについて、一筆ごとに土地台帳の面積と実測の面積にこれだけの差があつて、これはあなたのものですよ、こういって返しておきながら、事情を知らないという権利を主張する立場になつた、そういう人に対しては、これは結局保留地として取り上げてしまふ、それで一般的に還元をしていく、こういうことは、法の執行の公平という面から考えて非常に不公平ではないかということですね。だから、そういうことを不親切にやれば——これは合計いたしまして五万坪も六万坪もなわ延びが出ていくということになるわけですね。だったら、土地台帳となわ延びとの関係について一定の基準を設けて、それでこれは保留地にすることという方針とか、法律的な根拠があるのならばともかくとして、どさくさである、混乱期であるからやむを得ないというだけでは処置できないような不公平さが生まれてきているのではないかと。つまり、結果としては権利の侵害になつておるのではないかと。

○村山説明員 お答え申し上げます。たとえば申告が全然ございませんで、そういう地積の修正を全然やらなかったというところの場合があつたという事は、そういういたしますと、なわ延び分というものは、全部それが減歩の形で公共用地に出すというの語弊がありますけれども、公共用地に変わつております。ただ、そういうものが出ております関係上、実際に三〇％の減歩が普通だったからかかもの、そういうなわ延びのものが

が公共用地に変わつておるために、その地区の方については二〇％の減歩で済んでおる、こういう事実があるわけでございます。そういういたしますと、現実によつておられますのは、先ほどのなわ延びの申請のなかつた者につきましては、実行為をいたしましては、そういうことで公共用地に変わつておるわけでございますが、そういういたしますと、申請した者はそういうものを出さないかという事でございしますが、申請されてふえた方と、それから申請されなくてふえた方との間に、減歩でもつてそれが公平をはかるように調整をいたします。そういうことでございしますので、必ずしも申請をした人が得をして、申請をしなかつた人だけが損をするというようなシステムにはなつておりません。

○大原委員 では、個人個人のなわ延びについて、つまり土地台帳となわ延びについて、なわ延びは当然地主の所有権であるという事で、その帰属をしておる人については、減歩率は、他の人となわ延びについての権利を放棄した人、この人とは、減歩率が違つてくるわけですね。そういう措置をしてあるというわけですね。措置をしてなければこれは問題ですよ。よろしいですね。その点は了解されたというふうに思います。

それからもう一つは、未指定地と認められる、あるいは特殊事情による未指定地、原簿による未指定地等といふものなわ延び、それらをすべて含めて保留地というのですか、保留地はそれ以外にプラスアルファはどれだけのものですか。

○村山説明員 先ほど未指定地を私のほうは約六万坪と申し上げましたが、その中に一万五千坪ほどの保留地がございしますが、保留地はそういうような関係とは全然違ひまして、たとえば公共用地を生み出すと同じように各自の方からそれぞれ土地の供出をいたしまして、一方所に保留地というものを集めます。それは、あくまでもそれを売却いたしましたものは、いわゆる区画整理の事業費に充てるという事になっておりますので、保留地に住む方というものは、必ずしも区画整理に関

係した方ではない方でも、その買取をして、そこに住むことができるというような形でございしますので、先ほどの一坪換地の問題とかいうような問題とは、これは少し性格が異なるものであるというふうに考えております。

○大原委員 一坪換地のことは質問していません。いま私の質問しておることは答えてもらいたい。つまり、保留地は公共用地と同じように、これと並んで事業費に充当するために捻出する土地だ、そういう目的で土地区画整理法上はやるのだ。しかし広島の場合は、未指定地それからなわ延びも、これは全部ふつ返めて保留地として処置をしておるのではないかと。でないとするならば、その内訳をはつきりしてもらいたい。私はいままでも事務的に議論していただいておりますが、はつきりしてもらいたい。

○村山説明員 お答えいたします。なわ延びにつきましては保留地には入っておりません。

○大原委員 未指定地は……。

○村山説明員 未指定地も入っておりません。

○大原委員 入つていないという問題は、またあとで事実に基づいて事務的に究明することができま。

それから、広島で行なわれておることで今日非常に問題になつておるのは、一坪換地、二坪換地という事です。つまり県が、施行者が土地を取得して、その土地を何れも土地を持っていない人に対して一坪、二坪与えて、一坪、二坪の地主にする。その一坪、二坪の地主に対して換地を行なつて、三十坪あるいは百坪増し換地をする。これが一坪換地、二坪換地といわれているというふうに私は理解しておるが、そういうことになれば、正直に減歩を二割六分とか三割とかいうふうに受けた人の立場に立つと、当然減歩率に影響するやうなそういう土地を、つまり無から有を生ずるやうな換地のしかたを生み出していくやうなことは違法であり、法律に根拠がなくて、しかも法律の精神からいって不当であり、結果とし

て権利の侵害ではないかと思うが、これに対してどういふ答弁をいたしますか。

○村山説明員 お答え申し上げます。

先ほどから西部の語が出ておりますので西部で申し上げますと、従前六百坪程度のものに關しまして、換地といつたしましては二万四千坪程度、これは全体の面積の二割に当たつたかと思ひますが、そういうようなものをいふゆる一坪換地、二坪換地といふことは申してありますが、そういうような特別な換地処分を現案に行なつております。これにつきましては、先ほどからのお話でございますが、廣島の原爆という戦災復興のなかめである本事業が、初めの閣議決定が途中で変更になりまして、根幹施設についての縮小を余儀なくされた。そういうためにそれぞれの土地が出てきたといふこと、それから、おそれるかつて廣島に住んでおられたのだと思ひますけれども、土地とかそういうものの権利を持つてない方で、現実に区画整理地区の中に住んでおられて、土地がなければ生活ができないという方に対してなされた特殊なやり方であらうかと思ひます。

これにつきましては、法律上いろいろ御指摘の点もあらうかと思ひますけれども、あのような状態の中では、事業を円滑に推進するという立場に立ちまして、やむを得なかつたのではなからうかといふように考へております。

○大原委員 都市計画、土地区画整理法による土地区画整理において、こゝろより一坪換地とか二坪換地とか、土地のない者に対して果が、施行者が土地を与えて、それに対して増し換地をしていくような、三十坪、百坪と出していくような、言ひならばでたらめだけれども、そういうことが他に例になつておる例がありますか。

○村山説明員 お答え申し上げます。

区画整理個所の宅地、これは普通の住宅地……（大原委員「他に例があるかないかだけ聞いてゐる」と呼ぶ）廣島のような例は他にございませ

○大原委員 一坪換地、二坪換地から、つまり無

から有を生ずるようなことは他に例がないが、廣島は混乱しておつたからやむを得ないといふことならば私、聞きますよ。たとえば長崎も原爆を受けておるが、長崎は都市計画はないでしよう。他に全然ないと言ふからないのでしよう。

それから、あなたが言われることで、それに書いてあることは間違つておるわけで、廣島の爆心地やその他都市計画の区画整理の中心地帯になるところは、原爆を受けた人でないところの人が来ておる。ほとんどずつと外から入つてきておつて、それが権利の主張をしておるようになつておる。なつておるから、原爆を受けて穴があいた中心地の被害地域周辺にずつと被爆の地主その他がおるわけですが、それを見た場合に、一坪換地とか二坪換地といふ前例もない、法律上の根拠もないものは不公平ではないか、こゝろより議論をするのは当然です。法律上の根拠は第何条に基づいて、一坪換地、二坪換地といふふうな無から有を生ずるようなこと、あなたの答弁のように、六百坪の元地を与えておいて二万四千坪の換地がなされた、こゝろよりふうなことは、非常に減歩をされた地主の立場からは不公平じゃないか。あるいは原爆によつて被害を受けたといふ点を強調しているけれども、それではないんじゃないか。地主がいな

い、地主がわからぬ、全部死んだ、一家全滅だといふところへだつと入つてきた人が、政治的にいいことをしているんじゃないか、これは法律的根拠のない非常に違法な処分ではないか、こゝろより議論があるわけだ。これは私は当然だと思ひます。

「委員長退席、天野（光）委員長代理着席」

この法律の根拠の点と、それから他に例がないといふけれども、長崎だつて原爆を受けたんだから、そういう例があつてもいいはずだけれどもないといふこと、それから、このどさくさにまぎれていいことをした人があるんじゃないか。そういう点からいへば、違法性の問題と不当性の問題の二つの点から、私はこの問題は議論が起きてくるのは当然じゃないかと思ひますが、いかがですか。

○村山説明員 お答え申し上げます。

土地区画整理法の第九十一条に、たとえば二十坪とか三十坪のような非常に小さい土地を持つておられて、区画整理の区域内に入つた場合にはこれを減歩をしない、あるいはまた公益的な施設につぎましては、相当規模の増し換地ができる、あるいは学校の用地といふようなものにつぎましては増し換地ができる、そういうような一つの例と申しますか、過小宅地を保護する考え方、それから公共的な宅地を大いにつくるという考え方、この二つで特別な換地処分をするといふことは、一応できるやうになつております。

ただ、廣島の場合のように、一坪のものを買わしてそれを三十坪にしたといふようなことに關しましては、法文上何らの規定もないわけでございます。常識的に考えましても御指摘のとおり結果になるやうに考えますけれども、先ほど何回も申し上げておりますとおり、あゝいふ中で区画整理事業全般を生かしていくといふときのやむを得なかつた措置であるといふやうに考へております。

○大原委員 いまの御答弁は、法律上の根拠は九十一条だと言ひのせう。九十一条で過小宅地の場合、一坪を原から取得したとして、その人が四十二坪もらつた者もおれば、四十五坪もらつた者もおれば、百五十七坪もらつた者もおる。こ

ういふふうなことは、この制度を乱用いたしました、これに便乗しているんじゃないか。利権あさりをしていくんじゃないか。役得をしているんじゃないか。こゝろよりふうな者が区画整理の審議委員なんかにおる。また公益委員、学識経験者の中におる。市議会議員の中におる。これはずつと一覽表があるわけだ。これは二十数年たつてついで最近公表したものであらうやんやになるのだが、つまりあなたが言われたやうに、九十一条によつて、二十坪以下、三十坪以下の過小宅地であるとして単独に利用できない。だから、増し換地をしていくといふことはあるわけでしょう。しかし、百坪もとるといふやうなことは、一

坪から百坪になるといふやうなことで、これはあまりにもひどい。しかも元地がない人である。所有権がない人がそういうことをやるというやうなこと、しかも、原爆を受けたといふよりもそこに入つてきた人だ。被害者といふよりも、地主等がわからなくて、あるいは営業できなくて四散して、疎開してそのあとへ入つてきた人たちだ。こゝろよりいふことになれば法律上の根拠はないでしよう。法律上の根拠がない上に、しかも常識から考へて、つまり百坪も四百坪もやるというところは、過小宅地に対する区画整理の措置じゃないでしようが。だから、そんなことは法律の精神からいつても違法であるだけではない、このこと自体は非常に不当な措置である。しかも地価が上がる、物価が上昇して、貨幣価値が下落して、生産自体も伸びているんだといふ、そういうことをねらいながら、こゝろよりいふことをたくさんやつておるんだ。

一坪換地以外の増し換地といふものも乱用されている。増し換地の例を見ますと、二十一坪の人が百六十坪とつておる例がある。これは二十一坪は過小宅地でしょう。言ひならば三十坪以下が過小宅地だと思ひけれども、三十坪をとつておるかといふと百六十坪とつておる。公共用地でも何でもない民有地です。

こゝろよりいふことをやれば、区画整理なんかは非公開で、膨大なものについて数字なんか全部隠しておいて、評価なんか全部隠しておいてやれば、一応事情を知つておる者は何でも悪いことができない、一般住民は非常に不信を持つから、これから区画整理を段原地区の最後の地域でやろうといひました。私も、疑惑が出て協力をせられぬでしよう。私は、このことは法律の根拠はないと思ひのう。一坪換地、二坪換地、こゝろより過小宅地でない増し換地、百坪以上のものをとつておるものは、これは私は法をじゅうりんする違法行為だと思ひます。措置としてもやむを得ないことでなくて、不当なものだ、こゝろよりいふに私は考へるし、そういうふうになつたとしなさい、今度は何でもでき

るといふことになってしまふ。最初言つたように、面積方式によつて面積をひとしく交換する、評価方式でないといふことを局長は答弁した。その言ひながら、無から有を生ずる一坪換地、二坪換地あるいは増し換地が乱用されて、最後に広げてみると、その結果は修正できないような複雑な都市計画全体の構想になっている。

これは局長、あなたはのんびりしているが、あなたに質問するけれども、私はそんなことはないと思ふ。それに対して不服審査が出てくるが、不服審査法によつて出てくるわけでしょう。どんな理屈をつけたって、経済情勢の変動その他に便乗して役得をはかたり利権をはかたといふようなこと、ましてや審議会の委員等がやつておる、市議会議員等がやつておるということになれば、これは私は責任行方だと思ふ。いかがですか。

○竹内(憲)政府委員 先生御承知のように、戦災復興の区画整理をやりました当時は、特別都市計画法によつてやつていたわけでございます。その後区画整理法というのでできたわけでございますが、特別都市計画法自体にも、施行令におきまして、先ほど申しました過小宅地の増歩ができるという根拠はあつたわけでございます。実際は換地処分をする段階になりますと、現在の区画整理法でいくわけでございますけれども、当時もうすでに仮換地の指定が済んでいたわけでございます。それで、この百何十坪の実態をすべて私が知っているわけではございませんけれども、当時家が建つていて、その家を移転するためにかなり多額の費用がかかるということも考慮の中にあつたのではないかと思ひます。

したがうして、私もまだ最終裁決の判断を下してはおりませんけれども、あの場合にはあつたやうな形がやむを得なかつたのじゃないだらうか。それは原爆の被害者であるとは断定できませんけれども、当時そこにすでに家が建つておつて、すでに生業を営み、生活を営んでいた人がいた。片一方で区画整理事業というものがあつた程度縮減を余儀なくされた。そういう事情に立つた場

合に、区画整理事業をやる上におきましても、住民の生活、生業を考へる上におきましても、あんなことをやつたのはやむを得なかつたのじゃないかという判断をただいまのところ下しているわけでございます。

ただ、これから区画整理法に基づいて初めから仕事をいたします段原地区その他につきましても、これはもう先生おっしゃいますとおり、そういうことがあつてはなりませんので、法律の運用を厳正にやるように私どもとしては指導してまいりたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○大原委員 私が言つたのは、大切な点は二つあるのです。一つは、法律に根拠がないではないかといふこと、過小宅地であるならば、百坪も百四十坪もとるといふのはおかしいじゃないか、このこと自体が違法ではないかといふことです。過小宅地以外に、そんなに増し換地をかつてに幾らやつてもいいのですか。もう一つは、区画整理の審議委員やその他が当時代表となつておつて、事情を知つておつて、あるいは経済情勢の変動等も知つておつて、土地の値上がり等も知つておつて、払い下げのやつが清算される際に安いといふことを知つておつて、そういうことをやるということには責任にならないか、こういうのです。この二つの点です。

○竹内(憲)政府委員 過小宅地の処理にあたりまして、その増し換地の限度につきましては、法律上規定がございせん。したがうして、直ちに……(大原委員)「幾らやつてもいいのですか」と呼ぶ。それは実態といふものが一つあるのだらうと思ひます。そこで、不当かどうかといふことは問題があらうと思ひますけれども、しかも清算金を取るわけでありまして、直ちに違法であるとはいへないのじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、仮換地の指定の段階が二十三年か四年ごろだと思ひます。したがうて、そこから先は個々人のお考へでございますので私どもはわかりませんけれども、自治体審議会の委員

さんが二十三、四年ごろ、土地の値上がりを見越しましてそういうことをやつたかどうかといふことはわかりませんけれども、そこら辺は、御本人がどういふふうにお考へになったかといふことで判断するべき問題ではないか、こういうふうに考へるわけでありまして。

○大原委員 法律の九十一条で、地主が減歩を受けるのです。減歩を受けて公共用地を出すのです。あるいは事業費を出すのです。そのために法律を設けるのでしよう。それであるのに、片方ではどんだんふえておるといふことはおかしいでしょう。ふえるのには限界があるはずですよ。過小宅地という例外措置の限界があるのです。それを越した場合には違法ではないか。それが一つ。時間もなくして、あとこの続きはほかの決算委員

会その他でやりますけれども、これはこれから前例になることだから、私ははつきり言つておく。もう一つは保留地ですね。保留地の公告は、昭和四十四年の八月十九日に西のほうではやつておると思ひます。その保留地は、公告を待つて保留地であるといふことが確定するわけですよ。最後の段階で確定するわけですよ。しかし、この広島市の場合に、確定する以前に、たとえば昭和三十

七、八年ごろから保留地をほとんど処分して事業費に充てていくわけですね。そうすると、あとで是正したりするときにはたいへん困るでしょう。そういうことがあるわけですが、確定しないのに停止条件付などと称してほとんど処分をするといふことは、違法であり脱法ではないかといふことが一つです。もしこれを是正しようとする場合には、いろいろな換地計画、換地処分の結果として出てくる保留地が違つてくるというところが出た場合に、これは所有権の変動が生ずるわけですね。そういうことはあり得るのかどうか。

○村山説明員 御指摘のとおり、保留地がはつきりと土地がきまらずして、売却をして登記もできるといふふうになりますのは、やはり換地処分が済んでからでございます。

ただ、区画整理は事業の途中におきまして当初

から金が要るわけでございますので、保留地に大体予定いたしましたので、そのところを売つております。その売り方につきましては、いわゆる施行規程というもので売却の手続の方法を正確にきめて、それに定めたとおりに処分をしておるといふのが現状でございます。

○大原委員 保留地確定以前の処分については、法律上の根拠がないのじゃないか。法律のどういふ根拠かといふことが一つあります。それを聞きます。

それからもう一つは、清算の評価時点を昭和三十年三月とした。これは、大体八割方区画整理が執行されたといふことが理由らしい。しかし、換地処分が行なわれた時点、すなわち昭和四十三年の八月ごろ換地処分が確定するわけですね。昭和三十年と昭和四十三年の中ごろといふことになれば、十四年も開きがあるわけですね。そうすると、清算をする場合に徴収したり交付したりするわけですが、十四年間はたつておりますから、貨幣価値は下落している。物価は上昇している。地価は上昇している。そういう非常におくられて換地処分が確定して、利害関係者に対してはそのときに金銭の授受が行なわれるということになりますと、それを見越しまして、これにもぐり込んで、便乗して役得をするものがある。非常に不公平が生じてくる。得をする者がおるし大損をする者がおる。こういう方式といふものは、これは法律から考へてみて違法であり不当ではないかと私は思ひます。政治的に考へてみたつて行政的に考へてみたつて、これは全く無責任なやり方ではないかと私は思ひます。いかがですか。

○村山説明員 清算の時期につきましては、広島の場合は、昭和三十年に工事がほぼ完了してありますので、その時期をもちまして一応清算の金額をきめる時期にいたしております。その後十数年たつておりますので、それに物価の上昇をかげまして、そういう形の指数をもちまして清算をやつております。

ただ、御指摘のとおり、その間に相当の地価

の上昇等があったわけでございますが、区画整理をやったことによって、いわゆる土地の上昇というものがあつたのはどのくらいか。十年もたちますと、その後ほかの要因あるいは日本じゅうの土地が全部上がるというふうな一つの要因、いろいろなフクターが入つてまいりますので、区画整理そのものからくる清算という事になりますと、やはり仕事を終了した時期を標準にするのが一応妥当であらうということになっておるわけでございます。

ただ、非常に遺憾でございますのは、そういう仕事が済みましてから換地処分の間非常に時間がかつたという点でございます、この点につきましては、仕事の終了後なるべくすみやかにこういう換地処分ができるように指導してまいりたいと考えております。

○大原委員 評価時点が昭和三十年の三月であつた、換地処分が昭和四十三年の八月の終わりのほうにかけてである。そういうことになれば、これをもし換地処分をした昭和四十三年の時点を評価してやれば、公平の原則からいへばある程度の理屈が立つと思う。昭和三十年と昭和四十三年との間の開きがギャップをつくるという事は、非常に不公平を生むことになる。区画整理の結果として地価が上がつたという以外に、物価は現実には上昇している。貨幣価値が下落している。地価は三十倍ぐらい上昇している。地価の値上がりは計算に入れているかという、ほとんど清算には入れていない。それを計算いたしますと、一万五千坪だけを計算いたしましても正味三十四億円ぐらゐり違う。こういうふうな事なんです、でたまためなやり方をやると、区画整理について、法の精神は私は賛成です。賛成ですけれども、評価の時点を換地処分が確定する時点とこんなに開きをもつてくるということは、利害関係人とかその他のことを考えてみた場合には、私は全く公平の原則をじゅうりんすることになると思ふわけですね。この問題について、もう一回局長のほうから答弁してください。

○竹内(藤)政府委員 先生おっしゃるとおりでございます。区画整理の清算ということが徴収と交付と両面にわたりますために、そのそれぞれの評価はきまつていなければならないけれども、それにいわば単価を入れるわけ。その単価を、いつの時点の幾らの単価にするかということが非常にむずかしいわけでございます。特に戦災復興区画整理事業のうちに、非常に長い年月かかつているその間に地価の騰貴が相当あるという場合に、これをいつの時点にするかという事は非常にむずかしい。むずかしいために、仕事が終わつてもなかなか清算に踏み切つてくれないという公共団体が非常に多いわけでございます。いまだに戦災復興の区画整理の清算が終わつていないところは相当あるわけでございます。

私どももいたしましては、なるべく早く清算をしなければ、ますますやりにくくなるといふことで指導はいたしておりますが、そこで、そこら辺のバランスを考えた場合に、時価を幾らにするかという単価をきめていくというのが、戦災復興区画整理の清算の各地で行なつております実態でございます。区画整理本来の考え方からいいますと、先生おっしゃいますとおり、清算の段階の時価によつて徴収もし、交付もする、しかも工事期間を早くし、清算を早くしてやるということが最も必要なことでございます。戦災復興以外の事業におきましては、私どもそういう指導をいたしておりますけれども、戦災復興の事業につきましては、以上のようないふ情がございますので、両方のバランスがとり得るようなところで、政策判断のある程度加えながら、各知事さんなり市長さんがおきめになつていられるのが実態でございます。

○大原委員 それで、昭和三十年の三月に評価の時点をきめておいて、それで清算を昭和四十三年の八月から始めていくというふうなことは、そうすれば一坪当たりで、一坪持つてゐる者が百坪になる、百坪になつた者は金を払うのが安くていいというところに極端にいへばなる。つまり、土地を減歩をされた者はたくさん減歩されて、そして交付金をもらふ者は安い単価で交付を受ける、その逆の者は大もうけをする、こういうことになれば、ますますいまいった違法、不当の措置といふものを拡大することになるのではないか。だから私は、立法論としても、昭和三十年ごろですか戦後は終わつてないけれども、一応見通しがついたときですから、評価の時点と清算の時点というものは、やはりそこには法律上のワクを設ける必要がある。法律上の限界を設ける必要がある。これは、そんなことはいいやうなものである。じゃないだらう。これは、立法論としてもその歯どめがないのはおかしいんじゃないか。いかがですか。

○竹内(藤)政府委員 現在の法律でも、考え方としては清算のとき、換地処分するときの時価ということだと思ひます。ただ、その時価をどう見るかというところで、その見方につきまして、工事完了のときの評価額に物価上昇を加えた額ということではないかと思ひます。こういうことだと思ひます。ただ、おっしゃいますように、立法論といたしましては、たとえば今度新しくできました都市再開発法におきましては、評価時点とそれから評価のしかたというものを詳しく書いております。そういうふうなものが立法論としてはあるいは必要じゃないかと思ひますけれども、考え方としては、その時価の見方の問題になつてくるというふうには私どもは判断いたしております。

○大原委員 あの昭和三十年の三月を評価の時点にきめる、そして清算は、換地処分の確定は昭和四十三年にする、そういうふうな間を開くと、物価の上昇率で、たとえば五割とか六割ぐらゐの物価の上昇を幾ら計算したつて追つかない。三十倍以上、四十倍以上やつておるから、その中から数十億円の金が一部の者に不公平に流れる。施行者の立場に立つてみたつて、財源の立場から考えてみたつておかしいわけですよ。そういう野方図なでたためなことは、建設大臣が責任をもつてこれは行政方式でやつてゐるのだから、そういうことを考えてみて、建設大臣の責任がないとはい

いえないと私は思ふ。そういうことについてはやはり歯どめをちゃんとすべきであるし、そういうことの結果生ずる不公平による損害を受けた者は、減歩をいたしましてまじめに協力した者、平均以上減歩した者、そういうふうな者は、やむを得ないというふうなことだけでは済まされたいという議論が起きてきて、公平の問題、行政の信頼の問題になつてくる。そういう問題を私は指摘しておきますが、この問題は、私は趣旨においては答弁を了解できますが、具体的な問題に対する判断をいたしましては、非常に無責任な判断ではないかと思ふ。

それから、この問題だけに限りますと最後ですが、先般県議会あるいは市のほうから——知事もあるし市長もかわつておるわけだけれども、県は一億円の特別交付金というものを出した。御協力がありがたうございましたという意味かどうか知らぬ。これの法律的な性格はどうなんですか。どこの都市計画、区画整理でも特別交付金をやつてゐるのか。行政庁方式で、行政庁の責任、県や市の責任でやるから、一億円の金を出してまいて皆さんに出したのか。

○竹内(藤)政府委員 率直に申し上げますと、これは法律に基づいて出さなければならぬもののじゃございませんけれども、ただいまございましてたような徴収、交付というふうな非常に苦難な事業をやつていくというために、区画整理審議会、これは広島県この戦災復興区画整理事業につきましては区画整理審議会というものがございまして、審議会が換地計画をきめます際の答申におきまして付された意見を尊重いたしまして、相当額の報償的な財政措置を講ぜられたという答申に基づきまして、県が単独で、区画整理事業とは別途に出したものでございまして、非常にむずかしい清算金を片一方で取つて、片一方では与えるという事業を円滑に遂行するために、県が独自に行なつたものであるというふうな考へておるわけでございます。

○大原委員 これは報償金ですね。補償金でなしに報償金というやつですね。つまり金というやつ。つまんでばつと出した。ばらばらとササの葉で振ったわけだ。しかし、これは金にしては少ないじゃないですか。そういう報償金にしては、協力した者に対してこれは金が少ないじゃないですか。これはいままでの質疑応答を整理いたしました、またほかのところでやります。これは整理してやります。それで皆さんのほうも十分研究してもらいたい。事実即して研究してもらいたい。私はこれは出し抜かぬように、事務的には問題点だけは事前にずつと、かなり長い間時間をかけて事務局と話をしたはずですから、きょうの答弁は若干はつきりした点もあるけれども、問題はたくさん残っております。

私が要望することは、これから知事や市長の弁明書が出、それから地主の反論が出て、今度は建設大臣が不服審査法に基づいて出向いていて、それらの意見を聴取して納得できる判断を下す、行政不服審査法に基づく最終的な措置をする、こういう措置にあつては、私は、いままでも議論いたしました点を十分理解をした上で、納得できるそういう措置をとってもらいたい。これは、本月あるいは来月中旬というように御答弁がありました、するすると時間を延ばさぬようにしてもらいたい。いかがですか。

○竹内(藤)政府委員 先生の御趣旨のとおりいたしたいと思ひます。

○大原委員 それはなかなか納得できぬぞ。それで最後に、これに関連いたしまして、いま広島市で区画整理の最後の残りをやっているけれども、段原地区の区画整理がなされる。これは最も過密地帯で、消防車も入れないし、自動車だって片道も入れないというところがたくさんある。四、五万人あるかもしれない。これは最後のところでありまして、ぜひ区画整理を進めてもらいたいと思う。私も絶対反対ではないわけです。区画整理については趣旨としては賛成です。ただし市長が、施行者が示しましたイメージプランと

いうものは、過密を再開発いたしましたして十四、五階の商店街を設けて、平地から上に上げていくというのですが、住民の考え方がいけば、土地について生活しておいたものが、死ぬまじわになつて十四、五階の空のほうに行つて生活するのはいやだ、死ぬまで土地についておきたいということ。そういうプランが大々的に出されておるわけだ。そういうことを前提として、この区画整理の区画決定が最終の措置となされようとしておる案が出ておる。それに対していろいろ議論が出ておる。広島市の東西の区画整理を見て、いろいろな不信もあるでしょう、問題もあるでしょう、出ておる。

そこで、そういう事業計画、イメージプラン、そういうものについてかなり納得できる措置をとらないと、その中に三十六メートル道路、二十五メートル道路を縦横につける、そういうこと等の公共用地の捻出等を含めて、区画整理の区域をどのように決定するかということ、事業計画に対する納得が前提ではないかと私は思ふ。そして、これからどういう順序で区画整理をやっていくんだという時間的な見通し、清算のやり方、こういうものについてはつきりしないと、いままでも議論したような経過があるから、区画整理審議委員を民主的に選んだんだというだけではおさまらない、こういうふうに思ふわけだ。その点について、事業計画を建設省は十分指導して、財政的な援助も十分して、締めくくりですから、平和記念都市建設法もまだ残っているんだから、これは全面的にバックアップして、他の土地を求める、その他の措置をしてやってもらいたいと私は思ふのです。そうしないです、法律どおり区域の決定を次から次へとずつと事務的にやっていると、私は、法律の趣旨はよくてもこの計画は実行できない、こゝろ思ひます、いかがですか。

○竹内(藤)政府委員 先生がおっしゃいますように、段原地区は密集市街地で、かねてから問題になつていたところでございますが、現在の市長さんが相当勇断をもつてこれをやりたいということ、建設省といたしましても全面的に協力していきなさいということ、一応事業の採択はいたしておりますが、都市計画の決定、事業計画の決定というものはこれからでございます。おっしゃいますように、区画整理を始めます前に十分地元の権利者のいろいろな疑問点を氷解させるといふことがございませんと、始まってから途中で区画整理の事業が挫折するといふ例が多いものでございませぬ。私もそれといたしましては、一般論としても、むしろ事業のプランをきめる前にいろいろ問題が出て、そしてそれに対して住民、権利者の納得を得るような措置をして、そして、さあ行こうというこゝろになつてから仕事を始めたほうがいいという考え方で最近指導いたしております。特に段原地区はむずかしい問題もございませぬので、そういう考え方で十分権利者の納得を得て、そして計画をきめ、事業計画をきめる、そういうふうに進めていくように指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○大原委員 ただ、昭和四十四年度に調査費を計上しております。その調査費を、区画整理の区域を決定しないと調査費が流れるぞというふうなおどかしというか、そういう圧力のかけ方をしないでしやうね。そうするとどうしても、区画整理の区域を早く決定しても、事業計画も納得できないのに、いまだにどんやうていく、こういうことになつては、それにとだわつていくわけじゃないのですか。おどかしたりすると言つては語弊があるけれども、そういうことはないのであつた。

○竹内(藤)政府委員 事業費をつけます前段階で調査費をつけて、そして、調査費によりまして計画を立てるわけでございます。私どものほうで申し上げているのは、早く計画をきめてくださうという趣旨で申し上げているわけでございます、それができないから取り上げるというふうなことは考えておりませぬけれども、やはり調査費を使つて早く計画をきめてほしいということを、建設省で申しておるわけでございます。

○大原委員 最後に。平和記念都市事業の法律もまだ残っているわけだ。それで、最も過密地帯の段原地区は、地主から、借地権から、借家人から、ずいぶん権利がふくそうしているわけだ。そこだけではできないわけだ。全体のことが要るわけだ。そういう点で、県で事業費を出すとか、型どおりの国庫補助金を出すというふうなことはできないわけだ。そういう点では、それらの法律を生かしながら、最後の締めくくりですから建設省が全面的バックアップをして、そしてこの計画がき上がるように、そういう関係を通じて区画整理というものが正しく理解できるように、この事業計画が十分納得できる内容で進められるように要望しておきます。その点について、政務次官でもおられれば最後に聞くのだけれども、いまいないから、局長のほうから御答弁いただきます。

○竹内(藤)政府委員 私どももいたしまして、私自身も段原地区へ直接参りまして実地も見ておりますし、全面的に応援をしてみたいというふうに考えております。それから、地元の納得は十分得るよう指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○天野(光)委員長代理 土部政已君。

○土部委員 文化庁がまだこちらの方にお見えになつていないようですから、質問は建設省のほうへ進めてまいりたいと思ひますが、埋蔵文化財と取り組んでおられる関係者はちよつと前に出てくださう。

そこで、まず第一でございますが、これは朝日新聞の一月七日号に書かれておる記事なんですが、「破壊される埋蔵文化財」と題しまして、「古墳や集落跡など原始、古代の日本の姿を伝える文化財の破壊は予想以上にひどい。」「数千年も、地中に保存されてきた民族の遺産が、この数年の間に、ばたばたと消えていった現実」を指摘しているわけでありませぬ。しかも、「昨年五月、閣議決定をみた「新全国総合開発計画」で、はじめて環境保全の重要さが認められ、自然保護とやらんで歴

史的環境の保全計画が取上げられた。しかし、これにもとづく国の開発行政の転換も、保護行政の強化も、まだなされていない。というところを指摘しておると同時に、學術上特に惜しまれる遺跡の中からおもなものを百五十二件を選んで紹介しているわけであり、また、国土地院と歴史的な文化財の保存、この二つは本来矛盾すべきものではない、私はこう思うのです。両者が一体になって初めて真の開発があるし、保存も全うされるものだと思つてゐる。

ところが、現実はどうだろうか。朝日新聞の記事ではないけれども、まさに民族の遺跡が踏みつぶされようとしている状態である。さらに、現実に史跡に指定せられた国分寺等が草ぼうぼうとなつておる現実などを見ると、これでは国の姿勢が一体どこにあるのか、国の姿勢に問題がないというところがある。したがって、開発側が遺跡を無視するところの筆に出るもの、これは国の姿勢に原因があるのではないかと、こういうふうに思ふわけである。

そこで、きょうは文化庁からも来ることになつておりますが、まだお見えになっていないようであり、まず建設省に基本的な問題からお伺ひして、なおかつ文化庁の人に質問をしたあとに、具体的なその百五十二件の中の福地地区の問題について、建設当局に対しての質問をしていきたいと思ふのです。

そこで、まず第一点ですが、埋蔵文化財の大量の破壊の原因というものが、これはもう建設工事にあることは言うまでもない。この点についてどのような行政措置をとつておられるのか、今後どのような対策をとらうとおられるのか、この点をまずお伺ひしたいと思います。

○竹内(蔵)政府委員 これは埋蔵文化財に限りませんけれども、文化財がはつきりいたしており、また、これは道路の計画にいたしましていろいろな計画にいたしまして、計画がはつきりしているところにつきましては、それをできる限

り尊重いたしまして、そして工事をするあるいは計画を立てる、こういう考え方で進んでおるわけでございます。

ただ、先生御承知のように、日本の古代文化といふのは土と木でできておりますために、どうしても遺跡も何も地表に残っていないというものが非常に多いわけであり、したがって、文化庁のほうでもまだ調べ切らぬで、どこに埋蔵文化財があるかわからぬようなところを、またまた計画を立てて工事をいたしますと埋蔵文化財が出てくること、調査をいたしまして、その結果文化財当局と協議をいたしまして、調整をはかりながら工事を進めていく、こういうような方針でございます。

○ト部委員 いまの御答弁の中でわからないというところをおっしゃられたわけであり、少なくとも工事などを行なう場合には、実地調査もあるし、ボーリングなんかのような場合もあるわけですから、予備調査というものもあるわけですね。開発をする場合には、当然それはそれと同じように、埋蔵文化財があるのかないのか、ことに日本はその面においては古い歴史を持つておるので、それから、そういう面において十分に調査をして工事に、それから、そういうものがあるとしたら、それを事前に變更するというのが、たまたま工事にかかるといふような場合があったとする場合には、その点については、やはりこの住居跡なんかの問題があるとするれば、これを遺跡として残していくという配慮のもとにその計画變更を行なつていかなければならぬと思ふわけですね。

しかしながら、その問題はあとにして、前段として、そういう予備調査と同じような調査をこれから業者にさせていくという建設省の指導、こういうものは行なわれるのか。と同時に、国としてもたいした予算でもないんだから、国の費用でもってこの点を見ていくのか、この点をひとつ明確にしてもらいたい。

○川上説明員 道路側の立場から御説明申し上げたい。

道路計画の実施にあたりましては、文化財保護の立場を尊重いたしまして、事前に文化財保護関係機関と十分協議いたしまして、遺憾のないような処置をとつております。

具体的に申しますと、文化財保護委員会がそういう特別史跡、埋蔵史跡がはつきりしておる場合には、もちろんそれを避けるような道路計画を立てます。しかし、わが国は至るところにそういう埋蔵文化財がありますので、その重要度、これは文化庁のほうでいろいろ御指定になっておるものが、重要度に応じて絶対避けるべきものと、工事をやりますときに注意しましてその保存をはかつていくというものと、二つに分かれると思ひますが、絶対避けるべきものは、もちろん事前に

はつきりしているものはそれを避けて計画いたします。ところが、何しろ全国的にはまだまだその調査が十分進んでおりません。したがって、計画当時におきまして特別史跡の範囲が一応きまつておつたものは、工事を始める前に路線のつぼ掘り調査をやつて事前に調査をいたします。その場合に、新たに史跡の拡大がなされることも往々にしてございます。そういう場合には、またあらためて文化財保護関係機関と十分打ち合わせして、それが避けるべきものであるならばルートの変更を行なつております。これが具体的な例といたしましては、奈良県の平城の宮跡とか藤原宮跡とか、そういうものがございまして、

したがって、道路計画を立てるときに既存の資料によつて十分検討いたしまして計画を立てて、それから工事にかかるときに、まず事前に道路サイドで調査費を計上いたしまして掘さく調査をいたしまして、それで差しかねない場合に初めて用地買収にかかり、工事を促進するというようにいたしております。したがって、今後とも道路敷地に文化財の予想されるような地域につきましては、文化財保護委員会や関係機関とも十分協力し、事前調査を促進いたしまして遺憾のない

ように処置いたしたいと思ひます。

○ト部委員 第二課長にお尋ねしたいと思ひますが、なかなか見識のあるような御答弁でございまして、では重要度とは一体何か。いま課長は、重要なものであるとすればそれは残し、それが重要でないといふればこわし実行していく、こういう御答弁がありました。が、重要度とは一体どういうことですか。遺跡に重要度があるのですか、ひとつ御答弁をお願いいたします。

○川上説明員 これは専門でございせんので、その点は詳しいことは存じませんが、これは文化庁の所管でございまして、私のほうで定めるべき問題ではもちろんございせん。

○ト部委員 それで第二課長、やはりそういう問題に携わつておる課長として、少なくともそれだけのやはり私は研究してもらいたいと思ふ。ただ文化庁の範囲だということとそれを投げかけるのではなくして、今日の遺跡の問題についても、確かに文化庁はABCと、こうつけておることは事実です。しかし、時代が變つてくれば、この遺跡にABCという、いまその住居跡なりさらに貝塚なり弥生時代のそれが必要ないという判断をしても、将来の私たちの後輩が學術上これが必要なんだというやうな、そういう時代というものは學術上出てくる。これは今日の考古學の常識です。すべてこういう問題について、この新聞の中にもその問題が詳しく記載されておりますけれども、だからそれが大事だとか、それが軽んじられるといふことは、それはいけないことである。

もう一つ、いま課長が御指摘になつた平城宮のバイパスの關係の話が出てきましたけれども、実際事前に十分に協議をしておるというやうな先ほどのランクの問題は文化庁のほうにお話ししますとして、今度は具体的に、いま課長から平城宮の問題などのお話が出てまいりましたが、これは事前に協議をしていただけたけれども、またまた発掘をし、さらに工事施工の段階の中でそれが拡大されておるといふことで中止をしたという発言があつたわけですね。しかし、それは事実と反すると私は

思ひ。登呂遺跡の南側の水田の場合だつてそうでは、東名の場合だつて。そういうことは前からわかつているんです。わかつておるから、事前調査をせよといふだけではない。いよいよ東名道路がつきかた、しかし、考古学者並びに地元の人々の反対があつて調べてみたら、それはたいへんな遺跡だといふことがわかつて、結果、工期が延びるということから道路公団は大損をしたわけですが、あそこ、登呂遺跡の南側、高架にしておるでしょう。こういうようなむだが多いわけです。

でありますから、いまの平城宮の問題とあわせて、いまの登呂遺跡なんかの問題についても十分に調査をし、そして考古学者と話し合ひをし、その住民と話し合ひをしていくならば、当然そこにもむだなエネルギー、そしてまたむだな浪費というものが私は費やされなくて済むと思う。こういう面から、苦い経験がやはりどんどん出てきておるわけでありまして、それが改善されておるようならぬが全然ない。改善されておるような姿が見られないわけでありまして、その点について、今後どういふふうに改善していくとするのかを明確にしてもらいたい、こう思います。

○川上説明員 埋蔵文化財の調査は、残念ながら現在のところ、そういう全体に対してはほとんどわかつてないというのが実情だと思ひます。したがつて、現在わかつている範囲につきましては、もちろん計画時におきまして、支障のないような道路計画を立てるわけでございますが、ただ、その保護関係機関との打ち合わせの際に、工事開始前の調査によりまして、もしそういう重要な保護すべき史跡が発見されたならば、それに對する措置を十分考へて工事を進めるようにという条件づきのものに、いままでのところ工事をやつてきたわけでございます。

ただいま先生御指摘のような点につきまして、計画段階におきます調査費を今後とも増額いたしまして、万遺憾ないよう期したい所存でございます。

○下部委員 二つ問題が出ておりますので、文化

庁の方がおいでになっていますが、第二課長に、建設省のほうに二つだけ確認をしたいと思ひます。

先ほど指摘をいたしました地質調査並びに予備調査の中で、当然そうした経費が組まれておるわけなんです、こういう問題についての事前調査に対しては、いま課長のお話では、予算を増額して、そしてそれに対する十分なる配慮を行ないたい、こういうことでありますが、この点については、四十六年度の予算の中に十分それが反映されるものであるということ、まず第一として確認をしたいと思ひます。委員長、よろしいですか、その点は確認をして。課長が言つておるわけですから、ひとつ委員長、そこら辺は明確にさしていただきたいと思います。

それから、二つ目といたしまして、そこに重要な遺跡があるとなれば、工事などは全然やらせない、少なくともそういう民族の遺産を守るという立場からするならば、たとえそこに工事が、こういう遺跡を無視して行なわれようとしておるときにも中止命令を出す、監督官庁としてのきびしい姿勢をもつて臨むというの一点を、合わせて二点でございますが、私は確認をしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

○川上説明員 二つの御指摘の点につきまして、まず第一点でございますが、調査費の点につきましては、いままで、直轄工事と補助工事と二つに大きく分けて申しますと、直轄工事の場合には、事前にルートの実測調査というものがございまして、それによりまして工事の路線の地質調査をやりまして、それから、そういう重要な埋蔵文化財が予想される場合には特に注意して調査をやりまして、大体現在のところ問題はないと考えております。それから補助工事の場合には、これは事前の計画の段階の調査は県の費用でもって調査をいたしまして、それから、ルートが決定しまして工事に着工する段階には、これは工事費の中でさらに工事実施のための調査をいたしまして、可能な限りそういう検討をいたしまして工事にかかるわけ

でございますが、不幸にしてそれが事前に確認できなかつたが、そういう史跡が発見された場合には、工事を中止いたしまして、さらに工事の中の調査費でもって調査を継続するということで、増額と一がいに申しまして、必要限度の調査費を、今後とも増額してやつていきたいというふうに御答弁申し上げたいと思ひます。

それから第二点の、もし重要な文化財が発見された場合にはすみやかに中止命令。これも、もちろん発見された場合には工事を中止いたしまして、文化庁とまた協議いたしまして、そしてその対策を十分合意の上で、それからまた工事にかかるといふことで、発見されたときにはいままでも直ちに中止はいたしておりましたが、今後とも支障のないように中止をし、それから合意に達してから工事にかけるといふふうにしたいと思ひます。

○下部委員 課長、えらい歯切れの悪い答弁ですよ。それで何だかどうもどろで、率直に言つて意味がわからない。端的に答えてください。

そこで、まず私が指摘をしておるのは、確かに調査の問題については国で、国の予算執行の問題もあるけれども、国の遺産ですから、当然国がそういう点について調査していくというふうな配慮が、実際問題としてあつてしかるべきです。ただ、いまの答弁の中では、何か工事担当者がその費用をもつて調査していくような感を与えていますけれども、何をあなたは言つておるのですか。私は答弁を聞いていて、私も若干考古学のほうに頭を突っ込んでいますから、びんとこないといふより何かが腹立たしい。何か噴飯的な答弁に聞こえてしょうがない。現実にはどうなんですか。記録保存だなどという名目のもとにどんどん遺跡を調査している。そして、いわゆる企業のおかえ調査団をつくつたり、学者をその中にかかえ込んだりなんかしている現状もあるわけですから、そういうことをさせないためにも、やはり国が責任をもつて国の遺産を守っていく、民族の遺産を守るとい

う姿勢がなくてどうするのですか。だからその面では、課長がいい答弁をしたなと思つていたのです。これからは国の予算を増大いたします、こういうのですから、何もつべこべ言ふ必要はないです。私の質問に答えて、わかりました、これからは国でもってひとつそういう予算をつける、それでいいです。――よろしゅうございませう。

それから二つ目は、中止をする云々ということ、文化庁と協議をしていふことなんです、卵が先か鶏が先かといふことになりまして、けれども、少なくとも事前調査をやつていけば、ほんとうにそういうことはないのです。ないんだけれども、たまたまそういうこともあり得たとする場合には、やはり私は、建設省として計画変更するための――いまの道路公団の話じゃありませんが、工期を延長するといふことがあるために高架にするといふことは、道路公団のような大きな公団ならできるけれども、中小企業程度だつたらそういうことはせずに、強行的にやるような危険性もあるのですから、その点はやはり監督をしなければならぬだろうと思ひます。これは答弁は要りません。委員長が確認をせよといふふうに言われておりますから、委員長の確認をもつて、この点は四十六年度の予算を私は監視をしたいと思ひます。

同時に、これから具体的に、文化庁の方がおいでになりますから質問をしていきますけれども、その質問の過程における具体的な問題について、これからは十分なる監視を私はしていきたいと思ひます。

そこで、きょうは何か本会議の関係もありまして、業法の関係もありますから、二、三十分で中断をします。そしてさらに委員会が開かれることでもあります、文化庁の方がせっかく来ておられるのに、建設省の方ばかりとやつておつてもお気の毒ですから、そのあとの問題は、じっくり中断後の委員会で質問をし、語りたいと思ひます。文化庁の方、たいへんお待ちをいたしました。

そこで文化庁のほうにお伺いをしたいと思います
が、埋蔵文化財の包含地調査の結果をすべて建設
業者や不動産業者に通知し、指導しておるのかど
うかをまず冒頭質問してみたいと思います。

○安達政府委員 埋蔵文化財の包含地を守るため
には、一体どこが埋蔵文化財の包含地であるかを
明らかにしなければならぬわけでございます。
ただ、しかしながら、それでもなお掘ってみたい
とわからないというような場合が非常に多いわけ
でございますが、文化庁といたしましては、わが
国の歴史上、学術上において価値が高いと思われ
るものにつきまして、全国遺跡地図というのを作
成いたしました。これを昭和三十九年から四十二
年度にかけて、都道府県その他の開発部局はじめ
関係方面に配付をいたしまして、ここには遺跡が
ありますから御注意くださいということ、事前
に申し上げておる次第でございます。

○ト部委員 先ほど、文化庁の方がおいでになら
ないときに、朝日新聞の一月七日号の問題をお話
したわけですが、「埋蔵文化財破壊の現状」と
いうことの中で、特に惜しまれると思われる百五
十二件を選んで紹介するというので、ここに全
国的な破壊状況というものが提出をされておるわ
けです。それで、私の隣の県であります、具
体的にこれから福市の問題を指摘してまいりたい
と思っておりますが、福市遺跡が破壊されておるとい
う現実があるわけですね。いま次長が指摘したよう
に、そこに包含されておる遺跡があるにかかわら
ず、それが現実には破壊されている。だからその点
については、一体どのように指導をしたのかとい
うことを、もう一度お伺いをしたい。

○安達政府委員 一面におきまして、そういう遺
跡地図を作成して周知徹底をはかるとともに、先
ほど建設省のほうからもお答があったと思いますが
が、昭和三十二年、それから三十九年といういろ
ろ各省との間で打ち合わせをいたしまして、こうい
うものについては事前協議をするというような形
で進めてきておるわけでございます。その場合に
おいての基本的な態度といたしましては、そ

り遺跡については原則として事業計画から排除し
ていただきたい、ただし、そのことによつて計画
に重大な支障が生ずる場合におきましては、遺跡
を緑地公園等として取り入れていただきたい、そ
してまたやむを得ず遺跡の滅失することになるも
のについては、事前の発掘を行なつて、十分な記
録保存の措置をとるというようなことが基本的な
考え方でございますが、特に重要なものにつきま
しては、これを国の史跡に指定をして完全保存を
はかるというような態度で進んでおるわけござ
います。

一月七日に朝日新聞に掲載されました日本考古
学協会の特別委員会の調査の中で、これが全部破
壊されたのではなくて、この中では国が史跡に指
定して、あるいはその当該土地を買い上げるとい
うような措置をとっているものもございまして、
または原因者負担あるいは補助金によりましてこ
ろの調査によりまして、調査を完了した上でその
工事をしておるというようなことでございまして、
それぞれその遺跡の性格、重要性、あるいはその
事業計画との関連等を総合的に判断しまして、先
ほど先生からお示しの遺跡を十分守つていきな
い、こういうことを基本としつつ、なおまたその
他の公益との調整にも意を用いる、こういう態度
で進んでおるのが実情でございます。

○ト部委員 いま、用地買収ないしは史跡に指定
されて、今日完全に保存されておるといふような
説明がありましたけれども、ここにこの鳥取県の
福市遺跡等の問題を勘案してまいりますと、こ
れは現実には破壊をされている。私は行ったわけ
じやないから各県のことを知りませんので、その
点は別問題といたしまして、現実にはこれは破壊を
されているわけなんです。ですから、私の知り得
る範囲においては、この百五十二件というものは
破壊をされたという理解のもとに立っておる、こ
ういうことです。

そのことは別問題といたしまして、では具体的
に福市遺跡の問題について質問をしてみたいと思
います。福市遺跡の問題については、どのよう

に指導、要請がなされたかということをお伺いし
てみたいと思います。

○安達政府委員 鳥取県の福市遺跡は、弥生時代
から飛鳥時代にわたつて、百個近い縦穴の住居あ
りと、集落に付属する墓地の遺構を伴つた、山陰
地方では有数の史跡でございます。昭和四十二年
にこの遺跡地で住宅団地の建設が計画されたので
ございまして、当時文化庁の前身でございます文
化財保護委員会は、遺跡の重要性にかんがみて
計画を変更していただきました。そして四十三年
の三月には史跡の指定の答申を得ておるわけで
ございまして、これと同時に、指定予定地のうちで
民有地の買い上げの要求があったものにつつまし
ては、米子市に国庫補助金を交付いたしました。四
十三、四十四年度にわたつてその全域を
買収したわけでございます。総経費は千四百
万円、二分の一の国庫補助でございます。

ただ、その遺跡を単に買ってそのままにしてお
いては意味がないのでございまして、これを環境
を整備いたしました。一般国民の理解に資するとい
うことで、三カ年計画で環境整備を行なつたとい
うのでございます。最近におきまして、これから現
地のほうでは、遺跡から出たところの遺物等を保
存するための資料館のようなものをつくりたい、
こういうような話まで持ち上がっているようなわ
けでございます。私どもの見地からいたします
れば、この福市遺跡は国の指定の關係もあり、土
地の買い上げも、遺物の公開等も計画されてお
るというような意味におきましては、これが破壊
された遺跡であるという、そういうことにはにわ
かにそうである、破壊された遺跡であるというこ
とは言いにくい。私どもとしては、保存に最善の
努力をしておるといふことを御承知いただきたい
と思ひます。

○ト部委員 次長は、私のことは足らなかつた
ために誤解をされておると思うのですが、この福
市遺跡は私たちが掘つたのです。だから、それは
よく知つてゐる。ただ、米子市福市遺跡の宮畑地
区、これが破壊された。御承知のように、私たち

が掘つた遺跡は本に書いてあります。福市遺跡に
ついてのパンフを出してゐる。国会図書館にもそ
の調査の結果を出してゐる。だからそれはいい。
現実には破壊されようとしたのだ。しかしながら、
率直にいつて、私が文化庁に行つて直訴して、初
めてこんなに重要なものだというので、それは
文化庁に敬意を表しますが、この遺跡は守られた
のです。当時の具教委は、こんなものは遺跡じゃ
ないと言つた。それを私たちが発掘をしながら、
ここに遺跡があるじゃないかということ、皆さ
ん方の御協力を得てこれは残つたのです。

だけれども、この丘陵地帯はここにあるわけ
ですが、日焼山地区、それから吉塚地区、その下に
日進小学校、今度五十七条の二でもって申告が出
ておると思ひますが、この地区はそこに道路が
通つておるけれども、峠越えなんですね。当然そ
こには遺跡があるんだということから、考古学者
はこの問題について調査を依頼しておる。それで
また史跡の指定もしてきた。ところが、それが現
実にいつかわからないうちに、しかも調査も行な
われずに、発掘も行なわれずに、しかもそういう
学識経験者も立ち合はない中でこれがさつとやら
れたという現実があるわけなんです。

この点については、文化庁に文書を出しておる
はずであります。「文化庁長官様」長官殿でいい
のですが、様をつけて出しておるのです。「古墳
破壊の実情などについて」として、これは鳥取県
米子市福市にあるのでございまして、「福市遺跡
の保護につきまして、格別のご配慮をいただ
き、感謝申し上げます。ところが、この遺跡地内
の宮畑地区で、全く不可解な遺跡破壊事件が発生
し、文化財保護法上の手続がとられてゐるにもか
かわらず、調査もしないまま古墳などが破壊しつ
くされるという事態があらわれつた。以下云々とい
ふこと、一九七〇年二月七日付で
もつて文化庁あてにこつた文書を出してゐるは
ずであります。ですから、いま御答弁になつた福
市遺跡というこの前段については、これは守られ
たんですから敬意を表します。だけれども、その

周辺にあるところの宮畑地区というのが破壊をされておるといふ現実、しかも、この文書にありま

すように、不可解な事件のもとにこれが破壊をされておる、こういうことなんですから、その点についてどういふような措置をとったのか。さらにはまた破壊の経過、こういうものなどが明らかにされていない。県教委なんかには、どうやって破壊をしたのか、そういう破壊をする権限がだれにあるのか、さらにどのような機具を使ったのかという点について聞いてもおかしいです。文化庁はこの点については十分調べる必要があると思

うのです。その点について、知り得ていたらならばここでひとつ明らかにしていただきたいし、わかっていないとするならば、徹底的な調査をすべきである、私はこう思うのです。

これから、その問題に対してたくさんあります。しかし、時間が刻々と迫ってきています。次長の顔色をおうかがいして見ますと、そういう具体的なことについてはまだ把握されていないような面がございます。本会議が終わりましたら続いて委員会が持たれますから、ひとつそういう事務担当者も含めて国会のほうへやってきていただ

いて、私の質問に答えていただかなければ私は納得ができませんし、その責任の追及は徹底的にやろうと思つています。ですから、その点について次長、もしおわかりでしたら御答弁を願いたいと思います。

○安達政府委員 ただいま御指摘の二月七日付の書類は、私もまだ実は承知いたしておりません。しかし、いま御指摘のような事実があるとすれば、これはやはり非常に重要なことでございますから、県の教育委員会その他の手を通じて十分調査をいたしたい、かように考えておりますが、ただ、直ちに午後お答えできるほどすぐ把握できるかどうかについては自信を持っておりませんけれども、先生からせっかく重要な御指摘がござい

ましたので、われわれとしては十分調査をして、今後の措置について遺漏なきを期したい、かように

考える次第でございます。

○ト部委員 そこで、そういう具体的な問題についてはあとからいろいろと申し上げたいと思ひますが、やはり文化財保護法の五十七条の二によつて届け出をやつておるのです。そういうような手続をやつておる地区内において、調査もせずに破壊をしたということになりますと、次長が考えられても、これは全く悪質な行為だといふふうに思われると思うのですが、どうでしょう。

○安達政府委員 現行の文化財保護法の五十七条の二によりますと、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で調査する場合には、事前の届け出ということがあるわけでございますが、その場合には中止命令権というものは持つておりません。ただ必要な指示をすることができ、こういうことになっておるわけでございます。実はこの文化財保護法自体にも問題があるかと思つて、今後にはその実態等との関連において、埋蔵文化財の保存について法律改正を要すべきことがあるならば、これについても検討すべきものである、かように考えているところでござ

います。

○ト部委員 ですから、少なくとも首を突っ込んでい

る以上、五十七条の二がどういふものであるかという説明は私は必要ないと思つて、私のお答え願ひたいのは、悪質でしようということをお願いしているのです。悪質であるのかないのか、その点だけでいいです。

はわかりませんが、調査をしなければわからぬとい

うのは、やはり次長自身が、何ものかの影におびえておるような気がしていきませんよ。そういうことじゃないのです。あなたは正しく評価してそれは悪質だ、こういうふうに言うべきです。確かにこの文化財保護法というものはさる法です。確かに法改正をしなければならぬいろいろな点がありますけれども、そういう問題はいろいろとあとの段階でお話をするといつたとしても、今日破壊をされようとしておるその丘陵地の青木地区、あとからまた申し上げたいと思ひますが、今度は具体的にその下にある日進小学校のプールがまた建設されようとするといふ具体的な問題があるのです、これを放置していただいへん

だといふことで、きょうは具体的にこの問題だけにとどめますけれども、これから私は社会党を代表して、文教委員会から建設委員会をはじめとして、この埋蔵文化財といふものは徹頭徹尾やりま

すから、きょうに限る問題ではないのです。ひとつ次長とも親しくしていただきたいと思います。ひとつ、その面についてはきびしく、ときによつてはほんとうに張り倒さんばかりの勢いで進んでいくことも覚悟していただきたい。よろしくござ

いますか。

では時間が来たようですから、本会議後の委員会では申し上げたように事務当局等も、次長段階ではわからぬから、事務当局者を呼んで、そういう往復文書がたくさん来ておりますから、その辺をつまびらかにしながら、そういう文化財を守つていきたい、こう思ひます。

います、これは大臣が来るまでに、まず各論からまいりたいと思ひます。お許し願ひたいと思

ひます。

九条の二の建築監視員の資格、権限行使の方法等ということが出されましたが、それによりますと、「建築監視員は建築行政に關して相当な経験があり、公正な判断をすることができる者のうちから任命し、その権限行使の方法については文書によること等を定める。」とあるの

でございます。

○大津留政府委員 相当な経験があると申しますのは、昨日もお答えいたしました

が、任命権者がこういうことを重要な判断要素として選択してもらいたい、こういう趣旨でございます。

によつてその命令を伝達する、こういう趣旨でございます。

○井上委員 そういたしますと、現在建築監視員あるいはまた建築主事というものは、御承知のように非常に数が少ない。その上に持つてまいりまして、建築行政に携わつておる者であつても、建築基準法あるいはまた建築の実態、そういうものを知つておる者は非常に少ないと思つております。この建築監視員を、三年以上の経験ある者というふうに限定いたしまして、実際に建築そのものについての知識が少なくない者がかなりあると思つて、たとえば特定行政庁の中における建築課あるいはまたそういうところに行きまして、三年というところは非常に数が少なくなつてくると、こう思つておるを得ないですね。この点に養成するか、まず第一に、しろうとであつては困るし、それからあなたの言われるように、お役人というものは権限を行使したがるものです。したがつて、末端業者あるいは施工主に対しましては、かなり威圧的な態度に出る者が今後なしとしないと思つておるのです。

そこで、建築監視員によるところの被害者があつた場合には、これはあるいは特定行政庁の長に對して、とにかくこういう者を排除してもらいたいというような意見を具申させる方法も一応考へてはどうか、このように思つておるのですが、どうでありますか。

○大津留政府委員 建築監視員が非常に大事な権限を行使するわけでございますから、これを研修その他の方法で訓練をするというところは、非常に大事なことだと思つておる。また、建築監視員のいは業務必携というものををつくりまして、どういふ場合にはどういふ措置をとるといふ権限行使の準則を用意いたしまして、それをもとに訓練を重ねて、行き過ぎのないようにしたいと思つておる。もし万一、おっしゃるような権限を乱用するといふような事態がございしますならば、特定行政庁の長に申し出ていただきまして、長が十分しかるべき措置をとる、こういうことを指導したいと思つておる。

ます。

○井上委員 最後の点につきましては、それは政令等々において明文化される御用意がございしますか。

○大津留政府委員 政令にはそういうことは、特に規定することは考えておりません。行政上の運用で十分措置したいと思つておる。

○井上委員 では、次官通達等々においてそれをやられるおつもりでございしますか。どうです。

○大津留政府委員 次官通達その他で、その点はきつて指導するつもりでございします。

○井上委員 その点につきましては、なお一そう、私が申しました諸点につきましては、十分ひとつ御留意の上で嚴重にやつていただきたいことを申し添えておきます。

続いては、法第二条第九号の政令のところでございますが、用語の定義のところでございます。近ごろ新建材等々が非常に使われておるわけでございますが、これは建築研究所等々において、不燃材料とかあるいは準不燃材料とか、それから難燃材料等々を明確にする上におきましては、あくまでも科学的なものでなければならぬ、このように考へます。その点は嚴重に科学的試験の上においてやられることを強く要求したいと思つておる。どうでございしますか。

○大津留政府委員 御指摘の点、まことにそのとおりでございます。この材料の認定並びにいまおっしゃいました三つの区分、これは建設省告示によりまして燃焼試験の方法をきめております。この燃焼試験によりまして、温度並びに発煙量を基準として、ほとんど燃えない、ほとんど煙を出さないといふのが不燃材料で、それに次ぐものが準不燃材料並びに難燃材料、こういうことに相なります。

○井上委員 私は、新建材につきまして近ごろ特に考へるのでありますが、これは医学的なこととなるのですが、新建材によるところのアレルギイをつくる可能性が非常に多いようでありまして、はつきりいへば特にぜんそくですが、こういうよう

うな患者がかなり起こつておるんじゃないか。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕これはもうすでにデータが出ておるようでありまして、それらについての配慮を建設省当局としましてはやられておるんでございしますか、どうでございしますか。

○大津留政府委員 ただいま申しました試験方法によりまして、温度並びに発煙量を基準にしております。おっしゃるやうにこの新建材は、そういう煙と同時に有毒ガスを発生するといふことだと思つておる。その発煙量の基準によりましてそれを規制し、これに不適合したものは内装上一切の使用を禁止するといふことにしております。

○井上委員 私が申すのはそうじゃない、現在新建材がたくさんできておる。しかも、新しい化学薬品がどんどん使われておる。したがつて、あるいはにおい、あるいはにおわないものでも、長年使つてかたなり人体にアレルギイあるいはまたそういうことを起こすおそれもある材料が多々あると思つておる。したがつて、そういうやうな医学的な研究もやられた上で、私は新建材の認定をやられるべきであると思つておる。こういう点につきましましては、建設省当局としてはおそろくやられていないと思つておる。したがつて、あるいは国立の研究等々において研究される必要があると思つておる。どうでございしますか。

○大津留政府委員 非常に重要な問題点でございます。また新しい問題として研究が十分でない面もあるかと思つておる。通産省とも連絡をとりまして、そういう点を今後十分研究を進めてまいりたいと思つておる。

○井上委員 通産省でやられたものでは私はだめだと思つておる。通産省といふのは、これは大企業と代弁者、業者の代弁者みたいな私に思われまして、むしろそれよりも医学的な検査をやる必要がある。近時ゴムの溶剤、こういうものがガンとかアレルギイを誘発する材料だといふことがはつきりいわれておりますから、特にこの点につきまして、通産省ではなくてむしろ医学的な検査をや

られる必要があるんじゃないか。やはり住居は国民の健康を守るためですから、新建材によつて新しい病気が出てくるというところになればたいへんだと思つておる。検定する場合に、この点で医学的検査も行なうべきであると思つておる。これは私はきつてやらなければならぬと思つておる。どうでございしますか。

○大津留政府委員 非常に大事な点を御指摘いただいたわけでございますが、建築材料を所管しておる通産省並びにそういう健康の面での厚生省とも十分連絡をとりまして、今後そういう点の研究を進めて、できるだけ早い機会に、何らかの規制をとるべきものならばそういう措置をとりたいたいと思つておる。

○井上委員 特にその点は、私は強く要求いたしておきたいと存するのであります。

さらに、第四十二条第一項の第五号、道路に関する基準であります。これは一つには大都市における都市計画、高度利用をはかるべきと考えられる場所、たとえていいますならば東京においては山手線以内のところ、こういうところは、すべて第二種専用住宅地域に指定される御意思ありやいなや、この点をひとつ伺ひたいと思つておる。

○大津留政府委員 高層の住宅地区として良好な環境を維持するにふさわしい地域、そういうものを指定するといふ方針でございします。

そこで、東京の山手線の中におきまして、おっしゃるやうにそれに適当な場所も相当あると思つておる。しかし、この山手線の中におきましても、商業地域あるいは準工業地域といふやうなものもございします。その地域の状況、特性を十分見きわめた上で決定するように指導したいと思つておる。

○井上委員 そこで問題になりますのは、東京におきましてもこの山手線のうち、あるいは高層住宅地域、あるいはまた高度利用をはかるべき第二種専用地域といふことになりまして、マンション等の高層建築が建つわけでございます。そういう

しますと、一休現在の私道がはたしてどういふような方法になるかということにつきましては、大きな関心を持たざるを得ない。といひますのは、東京の高層地域におきましては、やがていよいよマンションが林立するということになると思ふのです。あるいはいままでモータリゼーションがこれだけ発達しておりますけれども、さらに都市的な要素を備へるためには、やはり道路の幅というものが大きい問題になってくると思ふ。やがていまでもつくつておつた高層住宅も、これまた再開発のためにこわさなければならぬというふうな事態が起つてくるのじやないか。

特に、日本におきましては木造建築でありますから、いままでございましては、三十年、四十年でこわしてしまふというのをやっておるわけですね。民族のエネルギーといひましてこれをこわしていく、まことにものつたない話です。フランスあたりでございまして、御承知のとおり、一八四〇—一五〇年代につくられた建築がいまなお住居として使われておる。こういふようなことを考えますと、民族の遺産として残すためには、この永久住宅といふものが将来もまたこわさなければならぬ。再開発しなければならぬというふうなことを防ぐためには、十分な私道というものを確保しなければならぬと思ふのです。したがつて、私道の幅につきましては、現在、あるいは四メートルなどといふことを考えずに、もう少し広い私道を考えるべきである、このように考えるのですが、どうでございませうか。

○大津留政府委員 私道そのものの基準は、いまおつたように四メートル幅を考へておりますが、しかし、御指摘のような高層の共同住宅、マンションでございまして、こういふものにつきますと、御指摘のように四メートルでは足りないといふことが出てまいります。

あるいはそういう私道をみずからつくらなければならぬということになります。また、そういう高層共同住宅に限りませず、特殊建築物で大きい人の出入りがあるというふうなもの、接する道路の基準につきましては、その地方地方の状況に応じて条例でまた別な基準を定めることができるというところもございまして、東京につきましては、東京都がそういう基準を別に設けるということもできるわけにございませう。

○井上委員 この点につきましては政令にまかされておるのでございまして、将来、永久建築物でございましては、またこわすというふうな不経済なことをやらすに、あくまでも長いこと使えるといふためには、やはり広い道路をつくつておかなければいかぬ。道路斜線があるから心配なといふようなお話でございましてけれども、さらに将来の都市の発展を考えますといふと、しかも住宅環境をよくするようなものでなければいかぬ。やはり私道にいたしまして、大きい道路をつくるという必要があるといふことを痛感いたしますのであります。したがつて、この点につきましても十分な御配慮をお願いしたいと思ふのですが、大臣、いかがでございませうか。

○根本国務大臣 ただいま事務局で説明いたしましたことが、運用上十分に配慮いたしまして、せつかくの永久的なものが建てられたのが廃棄されるということになると、これはまことに国民的にも遺憾であります。十分配慮して運用したいと思ひます。

○井上委員 特に私は、この点につきましては将来七十年、八十年も使えるといふようなことを考へまして、ひとつ十分な配慮を強く要求いたすものであります。

民にとりましては利害関係が非常に複雑に影響いたしてまいります。この都市計画法の定める手続によりまして、都市計画の決定にあたりましては、必要に応じて公聴会を開くことになっておりますが、用途地域の指定にあたりまして、公聴会を開くといふようなことをやらなければ住民参加の意味がなくなると思ふのです。

都市計画法を決定いたしました際に、特にわが党は、住民参加といふことを非常に強く要求いたしまして、時の保利建設大臣は、私どもの住民参加といふことをある程度いれられまして都市計画法が策定されたのであります。しかしながら、その後、新都市計画法の特徴点の一つは何かといひますと、大きく住民参加の道が開かれたことにあるといふことがスローガンになっております。

したがつて、このたびの用途地域の指定にあたりましても、あくまでも住民の意思を尊重する、住民参加の方法を講ずべきである、このように考えるのですが、大臣といひましてはどのような考え方を持っておられるか。特に私は、公聴会を開く等々の措置を講じなければならぬと思ふのですが、いかがでございませうか。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、用途地域の指定は住民にとりまして非常に重大な利害関係があるところとございまして、その意味におきまして、この指定にあたりましては、原則として公聴会を開きまして、十分に地域住民の意思を尊重し、また、住民の協力なくしては円満なるその後の運営ができませんので、御指摘のとおり十分にこれは尊重してやるつもりでございませう。

○井上委員 そういたしますと、公聴会を開く等々の措置は十分とていただけたと考へてよろしうございませうか。

○根本国務大臣 そのとおりでございませう。

○井上委員 現在、たとえば三多摩地区等々におきまして、空地地区を大きくとりましておるわけにございませう。そういたしますと、現在の実情とかなり離れたようなこの新用途地域の指定が行なわれるのではないか、このような危惧を持たざるを得ないのであります。その際には住民との摩擦——住民と申しますよりは土地所有者との摩擦がかなり起つてくるように思われるのでございませうが、この点いかに新用途地域指定の際に考へになりますか、ひとつ御所見を承りたい。特に、新市街化区域に指定されましたところで新しく都市が開発せられていく地域におきましては、どのような大きな摩擦が起くと思はれますか、その点についての方途をひとつお示し願ひたいと思ひますが、大臣でなく局長でけっこうでございませう。

○竹内(藤)政府委員 おつしやるように、非常に用途地域の指定といふのは地元の権利者の利害に關係がございまして、非常に抵抗と申しますか、そういうものが相当あると思ひます。

ただ、今回の法律改正に伴います用途地域の編成がえは猶予期間がございまして、私どもといひましては、法律の趣旨をもう少し住民に徹底的にPRいたしまして、それに基づきまして猶予期間をとりまして、住民の意見反映について慎重な考慮を払いながら、しかも、都市計画上誤らぬ用途地域の指定をいたしてまいりたいというつもりで、法律施行後住宅局のほうと打ち合わせをして準備に入りたい、こういうふうに考へております。

○井上委員 そういたしますと、特に三多摩地区等の空地地区はかなり変動が行なわれるのではなからうか。一面、市街化区域と調整区域との線引きによつて大きな差がありますから、いま各地においてかなり難航しており、さらにはまた、この空地地区を指定する、あるいはまた用途地域を指定するといふことになりまして、地価の変動がかなり起つてくると思はれるのです。ここに對してはどうお考へになつて、どう処理されますか。

○竹内(藤)政府委員 東京都のほうにおきましては、できる限り武蔵野の緑を残したいといふことで、市街化区域の原案も相当緑を残すような形で、現在市町村に案が示されております。さら

に、それだけではやはり不十分でございます。市街化区域の中でも相当風致を残すべきところは、風致地区に変えていかなければならないと思ひます。

ただ、風致地区というのは、先生御承知のように、一切の建築を禁止するという趣旨ではございません。風致を残しつつある程度家は建てられるという地区でございます。そういう観点からいたしますれば、風致地区の指定によりまして、必ずしもその地価が著しく下がってくるというようないふことはならないのじやないかと思ひます。たとえば、鎌倉等に見られますような、自然環境を取り入れた良好な住宅地というような場合には、その地価が下がっていないという現実もございますので、これが地価に与える影響というものは、いろんな御意見があらうかと思ひますけれども、そういうふうな考えを私は持つておるわけでございます。

○井上委員 まだ大臣がお見えになっておりますので、重要なことを一つお伺ひたいと思ひます。

先国会におきましても、全会一致で附帯決議を提出いたしましたことが採択になったわけでございます。この附帯決議というものを、政令あるいはまた行政指導の上においては忠実に守つていただかなければならない。その点につきまして、あるいは審議会あるいはまた各地方団体等々の意見を聞くに際しまして、特に国会における附帯決議というものの趣旨を尊重していただかなければならない。この点につきまして、大臣の御決意をひとつお伺ひたいと思ひます。

○根本国務大臣 先般もお答えいたしましたように、国会は国の最高の議決機関でございます。したがって、国会の意思が、行政運営あるいはまた行政指導に重要な意味を持つてございしますから、十分に国会の御決議の点は関係事務当局に徹底せしめまして、それに基づいて、十分にこれが行政に生きるように配慮いたしたいと思ひます。

○井上委員 この点は、強く私も要求いたしておく次第でございます。

あと三分しか時間がございませんが、これは大臣でなくてけっこうでございますが、政令事項の中で、別表第二の第九号に第一種住居専用地域での建築物で「政令で定める公益上必要な建築物」のうち、電気事業あるいはガス事業等の公益事業の施設とあるのをごさいますけれども、電気事業にいたしましては、変電所等は、これはかなりその住居地域の人たちには公害を及ぼしておるやうであります。したがって、これらの電気事業、特に変電所等は、これは地下に埋没させることを考える必要があると思ひますが、どうでございますか。この点、はつきりできますかどうですか。

○大津留政府委員 これらの施設は住宅地域にも必要な施設でございますが、反面、御指摘のように、これらの施設は騒音その他の公害のもとになる施設でございます。そこで、そういうものも住居専用地域に設置する場合には、必要最小限度という観点から、変電所等につきましても、電圧が十万ボルト以下のものというように限定して認めることにしております。

○井上委員 十万ボルト以下というようにいたしましたとしても、あるいは騒音にいたしましては、あるいはまた電波障害等々がかなり起こつておるやうです。したがって、これらは地下に埋没するといふような処置を講ずべきであると思ひます。この点どうでございますか。

○大津留政府委員 御指摘の点もつともでございます。防音装置を設ける等、周囲に支障のないような方法で指導いたしたいと思ひます。

○井上委員 指導ではだめなのであります。彼らはやはり公益事業という名のもとに金もうけばかりやっております。したがってこれは、騒音並びに電波障害が起らないような処置を、政令等々におきましてきつく処置すべきであるといふことを私は強く要求いたしたいと思ひます。

時間が参りましたので私はこれでやめますけれども、どうか本委員会においてあるいは質疑あるいは決議等々が行なわれました点につきまして、これを十分そんたくいたしましてやつていただくことを要求いたしまして、私の質問は終わります。（拍手）

○金丸委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○金丸委員長 引き続き本案を討論に付するのでございますが、討論の申し出がありませんので、これより直ちに採決をいたします。

建築基準法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○金丸委員長 ただいま議決いたしました本案に對しまして、渡辺第一君、阿部昭吾君、小濱新次君及び吉田之久君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者渡辺第一君から趣旨の説明を求めます。渡辺第一君。

○渡辺第一委員 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党を代表して、その趣旨を申し上げます。

御承知のごとく、建築基準法は都市計画法その他都市関連法とともに、われわれ国民が良好な生活環境を保持するため等に、きわめて重要な法律であります。

ただいま議決されました改正案は、関係都市法とともに、都市における土地の合理的な高度利用及び秩序ある発展をはかるための措置として、まさに時宜に適したものと考える次第であります。しかし、これらの改正内容をさらに実効あるもの

にするため、政府は、法の施行にあたり、次の諸点につきまして必要な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきことを強く要望してやまないのであります。

すなわちその第一点は、違反建築物に対する措置を強力に講じて、その絶滅を期するため、告発及び行政代執行の徹底、建築士、建設業者、宅地建物取引業者等の建築関係業者に対する厳正な監督処分、電気、水道、ガスの供給停止を行なうこととであります。

第二点は、執行体制の整備強化をはかるため、建築関係職員の人員及び予算の確保についての特段の配慮、職員研修制度の拡充強化により職権乱用の戒めをすることとあります。

第三点は、積極的な行政指導、技術指導により、日照、通風等、良好な環境実現の方途を提示し、住民の自発的協力を強化することとあります。

第四点は、住民と密着した建築行政とするため、執行権限をできるだけ市町村に委譲するよう指導するとともに、政令の制定等改正法の施行にあつては、条例に委任するなどの方法により、自治体の実情を生かした運営ができるよう配慮することとあります。

第五点は、都市環境を良好にするため、用途地域に関する都市計画を決定するにあつては、原則として公聴会を開くなどして、住民の意見を反映させることとあります。

第六点は、都市環境の抜本的改善をはかるため、著しく立ちおくれしている地価、宅地、住宅対策及び共同利用施設として、公園、緑地、広場、遊び場、運動施設等の空間確保について格段の努力をすることとあります。

以上が建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨であります。委員各位の御賛成をお願いいたしまして、説明を終わります。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)

都市化が急激に進展しつつある今日、住みよい街づくりを進めるために、政府は、本法の施行に当つて左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、違反建築物に対しては次の措置を強力に講じて、その絶滅を期すること。

(一) 告発及び行政執行の徹底

(二) 建築士、建設業者、宅地建物取引業者等の建築関係業者に対する厳正な監督処分

(三) 電気・水道・ガスの供給停止

二、執行体制の整備強化を図るため、建築関係職員、建築監視員の人員及び予算の確保について特段の配慮をすることともに、これらの職員の研修制度を拡充強化し、職権の濫用をいまだめ、適正な建築行政の執行を期すること。

三、改正法の運用に当つては、単に住宅環境の悪化を追求するにとどまることがないよう、積極的に行政指導、技術的指導により、日照、通風等良好な環境実現の方途を提示し、住民の自発的協力を強化すること。

四、住民の密着した建築行政とするため、執行権限をできるだけ市町村に委譲するよう指導することともに、政令の制定等改正法の施行にあつては、条例に委任するなどの方法により自治体の実情を活かした運営ができるよう配慮すること。

五、都市環境を良好にするために、都市計画法により用途地域に関する都市計画を決定するに当つては、原則として公聴会を開く等して住民の意見を反映させるようにすること。

六、都市環境の抜本的改善をはかるため、著しく立ち遅れている共同利用施設として、公園・緑地・広場・遊び場・運動施設等の空間確保について、格段の協力をすること。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立総員。よつて、渡辺栄一君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、根本建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。根本建設大臣。

○根本建設大臣 去る四月十八日本委員会に提案して御審議をお願いいたしました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、本日議決をいただきましたことは誠に感謝にたえません。ここに政府を代表いたしまして、つつしんでお礼申し上げます。

今後法の運用にあたりましては、御審議の際お寄せいただきました御意見、本日の附帯決議の御趣旨を十分尊重して、国民各位の御要望に沿うよう万全の措置を講じてまいる覚悟でございます。まことにありがとうございます。(拍手)

○金丸委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長は御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金丸委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時十一分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。ト部政已君。

ト部委員 午前中に引き続き質問をいたしますが、文化庁の内山文化財保護部長でございますか。

○内山説明員 はい。

ト部委員 あなたお一人でだいじょうぶでございますか。

○内山説明員 担当官が来ております。

ト部委員 それでは、午前中に指摘をいたしました福市遺跡、この宮城地区の問題の申請が出ておるわけですが、その破壊の実態についてまず御答弁をお願いいたします。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

○内山説明員 福市遺跡の宮城地区の問題につきましては、昨年の五月に発掘届けが出ております。その届け出に關しまして県が副申をつけておりますことは、電波探知機で古墳が二基あるということが判明いたしました。その一基を原状保存しながら、他の一基についてはこれを十分に記録調査をいたしまして、破壊もやむを得ないということの副申が出ております。これにつきまして文化庁といたしましては審査をいたしまして、大体副申どおりの処置をしようとするかという指示を昨年の九月にいたしております。

その後、県も、文化庁の指示どおり実施するよう発掘届け出者に申し渡してあったのでございませうけれども、その後いつの間にかこの古墳二基も破壊されてしまつておつたという事実でございまして、県もこれを當時十分に承知をしておらずに、地元の方古学者からの申し出によつて初めてこれを承知したという実情でございます。県に対してその辺の事情を十分問ひ合わせましたところ、だれがいつの間にかやつたか、それも調査が十分にできないということでございます。現状をいたしましては、そういう形で現在終わつておる

ということでございます。

ト部委員 古墳が二基あった、こういうことで、部長も御承知かと思ひますし、さらにその申請書についても写真をお送りしたと思ひますが、これは一目見ても古墳とわかるのです。これは一目見てもわかる。電波探知機などというのは、あれは正式にいいますとプロトン磁力計、こういうのですね。そんなものを持つてしなくともそれはわかるわけですね。それで実際問題として、そのプロトン磁力計というものが今日どれほどの科学的な、そしてまた確実な調査をし得るかというところについてはまたあとから申し上げますけれども、そういう問題について、先ほど安達次

長が言つておりましたが、古墳でない遺跡というものは掘つてみないとわからぬということをいみじくも指摘をされましたけれども、それは現実にいまの状態では掘つてみなければわからないのです。実際は、それでどこら辺の深さまでをばかたのか、そういうような調査をしたところの資料が届いてますか。おそらくそういうものはないと思うのです。しかしながら、それは何としても私たちが知りたいところでありまして、よくかくその私たちの文書にも出したように、ここにもありますけれども、これが遺跡指定地ですね。これが先ほど申し上げたように、文化庁の御尽力によつて遺跡に指定をされて、今日福市遺跡としてこつたパンフが出るようになった。しかしながら、先ほど申し上げたように、その当時にはやはり鳥取県教委も米子市教委も、そんなものは、遺跡なんかありませんといったやつを掘つてわかつたわけですね。掘つてわかつて今日これが出てくれば、あたかも自分が掘つたようになつて、こつたパンフをつくり上げています。

しかしながら、そのことは、話がだいぶ横に飛びましたけれども、あとからお見せしますが、この横に学校がある。これははずれてつくつたわけですが、ここにも古墳じゃなくて遺跡があるわけですね。さらに、これは峰続きでもつてここにも宮城

地区というものがあつたわけですから、当然遺跡はあるのです。これはもうあることはわかつておる。そういうものを遺跡がないと指摘したり、そしてその間に、だれも知らない間に破壊をしたなにかということがあります。これは実際問題として文化財だから何かに壊れておるような感じがしますが、もしこれがほんとうに重要な問題だということになると、人の命でも同じですが、奪つたということになれば、たいへんな捜査網が直ちに形成されて調査に当たらね。そして犯人のきめ出しに当たるといふことになるわけでありすが、この問題についてもやはり破壊者の責任、そして破壊者の氏名というものを明らかにせねばならぬ、私はこういうふうに思つておるところです。

そういう点で、まず順番に進めてまいりたいと思ひますが、いま部長が言われたように、調査をやつたけれども遺跡ではないというその調査の結果、それからまた調査の方法、それで調査した結果そのプロトン磁力計というものはどこら辺までの深さをはかつたのか、さらに、どの面積をはかつたのかという詳しいデータも出していただきたいと思います。よろしゅうございしますか。

○内山説明員 プロトン磁力計により調査の詳しいデータにつきましては、県から出てまいりました発掘届け出書には記載されておられます、詳しいことにつきましては、さらに調査をいたしましてお知らせしたいと思ひます。

○ト部委員 そうしますと、部長に、ついでにこの点も明らかにしてもらいたいと思ひます。

それは、まず古墳が破壊されたところの年月日です、それから破壊をした人の氏名、そして破壊をした器具は一体何か、この点をまず明らかにしてもらいたい。それから続いて、住宅団地の造成にあつた、法律上手續をとつた責任者の氏名、職業、そしてその責任者が破壊者にどのような指示、注意事項を与えたか、この点を明らかに

してもらいたいと思ひます。

この住宅団地造成にあつた法律上の手續をとつた責任者氏名云々というものは、今日全然明らかにされていません。そしてまた、県教委あたりは、たまたましてもわからぬの一点ばかりであります、しかしながら工事者、そしてまた団地造成者は、県教委のほうから——そこまで言つていませう。この団地造成にあつたのは、しかるべきところからそこは遺跡ではないという文書をもつていて、こう言つています。ですから、文書は出たはずであります。指示を与えたはずであります。したがつて、ないなどということや破壊者がわからぬというようなことはいいはずで、自分たちは、そういう遺跡ではないというこの文書をもつたからやつたことではありますから、私たちに責任はない、こういうことを言つておられるのですから、その内容を明らかにすることは私はできると思ひます。この点はひとつ文書をもつて明らかにしてもらいたいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○内山説明員 承知いたしました。

○ト部委員 続いて、學術経験者をつけた理由です。いわゆる発掘をする場合において、当然調査の中には學術調査の経験者というものをつけるということになつておられるわけですが、つけなかつた理由。それから、先ほども指摘をいたしましたプロトン磁力計というものの問題であります、この点についてはひとつ保護部長からお知らせをお願いいたします。これを使うのには一体どれくらい費用が要するものか、この点をひとつお聞きしたいと思ひますが、幾らくらいかかりますか。

○内山説明員 プロトン磁力計を使うのにどれくらいの費用がかかりますか、申しわけございませうが、承知しております。

○ト部委員 そうすると、予備調査に使つたといふ使用報告が来ています。その予備調査に使われたという費用は幾らか、同時に、どこから出ておるか。この点も先ほどの文書に明確にし

て、ひとつ報告をしていただきたいと思います。

続いて、そのプロトン磁力計を、どこどこを走らせたかということが明らかでありませう。それから、どこどこを走らせたかということ、それから深さはどれくらいを走らせたか、こういう点も明らかにしてもらいたいと思ひます。そこで、地図を見て、地図上におきましてどこどこを磁力計によつて、どのような形でもつてはかつたかということも明らかにしてもらいたいと思ひます。ただ広範囲に、一般的に調査をした結果なかつたかという、一般にわからないです、どこにあるのか。だから、どこどこを走らせたか、それでその深さはどれくらいであつたかというふうな、これもひとつ明確にしたい、こういうふうなことであります。

それから、なぜに調査をやるときに公表をせなかつたのかです。私なんかは掘る場合なんかに、明らかに公表する、公表というよりも、現実にシャベルを持つて掘るのですから、みんなが集まつてきて見るわけですが、この學術調査なんというのはいつやつたかわからない、さつとやつたんです、なぜそういうふうなことが公表できないのか。この点は、やはりこれは文化庁の責任ではないかと思ひます。指導体制が悪いと思ひますが、その点についてはどうですか。やはりその指導の欠陥がその中であつたのではないかと思ひます、この点はどうですか。

○内山説明員 學術調査を実施します段階におきまして、これを公表するということは通常行なわれていて、これを公表して、これを差しとめる理由は全くないわけではあります。公然と學術調査を実施すべきものと私どもは考えております。いかなる事情がございしたか、その辺につきましては調査をいたしたいと思ひます。

○ト部委員 先ほど部長がお答えのように、県教委が破壊されたことがわからない、こういう、言ふならば偽りのことはです。調査をやつておいて、そして人にわからぬようにこわさしておいて、そして私たちがその問題でいつこわしたのか

といふは、私たちが知らぬところだ、こう言ひけれども、先ほど言つたように、業者のほうはそういう指示が来ておるといふことが出ておるわけなのです。それから、そこに見られるものは、もうやみかやみに、まず調査もやみ、破壊もやみというふうなやつで、そしてここにある福市遺跡というのに対して破壊をしていこう。これは、これからどんどん、どんどん団地をつくらうとするわけですから、そういうやつでこわしていいとする意思が多分にあつたように私は見えるわけですから、ですから、こういう点について私は十分責任を追及していきたいと思ひます。文化庁としてもその点の責任を追及してもらいたいと思ひます。

そこで、先ほど申し上げたような各項目については、私あとから、ことばの上で足りなければいけませんからあとから具体的にひとつお知らせをいたしますから、その点については本委員会に文書をもつて御回答をお願いしたい、この点はよろしゅうございします。

○内山説明員 ト部委員の御指示をいただきました、調査をいたしまして提出したいと思ひます。

○ト部委員 そこで、このような犯罪行為みたいなものが起こつたわけではあります、井上委員のほうから、警察に頼んで徹底的に調べさせろというふうなこともありますが、そういうふうな問題は私は十分勘案をしながら、文化庁がいまいにこの問題を県教委からあがつてきたとか、さらに調査した段階でいいかげんなことがはね返つてくるということでありましたならば、私は断固たる措置をとることをここで明らかにしておきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、ここに確認をされましたので、順次質問を進めてまいりたいと思ひます。先ほど出ましたプロトン磁力計というものの経費はわからないというところなんです、大體文化庁としましてはこれをどのように判断されておられますか。これは絶対的なものであるかどうか

か、この点の判断はどうなんでしょう。

○内山説明員 プロトン磁力計の効力につきましては、専門的なことをよく承知しておりますが、発掘調査を実施された専門家のいままでの実績等から考えまして、現段階で知り得る段階ではある程度の信頼性はあるのじゃないか、その程度の感でございします。

○ト部委員 ですから、絶対的なものでないというところが、いまは明らかにされたと思うのです。そこで、絶対的なものであるということであれば、先ほどの次長の話ではないですが、掘ってみないとわからないということばにもなっていないであらうし、さらに、国分寺等なんかの調査でもそうであります。すべてのこれからの発掘等についてはやらすにこれでもってやればよいということになりませんが、そういうものではないと思うのです。その点をひとつ明らかにしておきたいと思うわけですが。

それで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、調査に基づいて怪文書が出されておるわけでありまして。それで同地側は、遺跡はないという書簡をもらつてゐるというところがいわれたおるわけなんです。先ほども申しましたように、この文書を出した人の氏名ですね。大体私たちがはわかつてゐます。わかっているんだけれども、言わぬから私はひとつ明らかにさせてもらいたいと思うのですが、ひとつ文化庁のほうから、遺跡はないという文書を出したところの人の氏名を出してもらいたい、こういうふうに思います。よろしくございしますね。

○内山説明員 調査をいたしましたして、先ほどの資料とあわせまして提出いたします。

○ト部委員 そこで、続いてまいりたいと思ひますが、日進小学校のプール建設の問題について、これも五十七の二の届け出が出ておると思うのであります。出ておりますか。

○内山説明員 五月一日付の日付で、本日午前中に文書が入っております。

○ト部委員 その問題についてどのようにこの現

状を把握しておるか、ちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

○内山説明員 日進小学校のプールを建設するために発掘したいという届け出が、本日文化庁に到達しております。これは福市遺跡に隣接した日進小学校の校地の中にプールをつくるというものでございします。理由をいたしましては、学校の校地が非常に狭いのでその場所しか適地がない、また、周辺には指定された史跡もあることだし、特にこれを保存しなければならぬ理由はないという理由から発掘届けが出てきてゐるものでございします。このことにつきましては、昭和四十二年の一月に学術調査をいたしました、この地域が弥生時代から古墳時代にかけての住居跡の遺跡であるということが判明しております。その当時の発掘が終了したあとと砂をかぶせて、跡を保存するような措置を施してまいつてゐるわけでございます。この遺跡につきましては、文化庁にいたしまして、その当時から現状のまま保存したい、保存をするという地元側の意向でございまして、文化庁としてもぜひ保存してほしいという指導をいたしてまいつたものでございします。ところが、本日、突如としてこれを発掘したいという届け出が出てまいつたものでございまして、私どもは当初の約束と違つた発掘届けが新たにでてまいりましたことに當惑いたしております。このことについては約束どおり、あるいは所定の方針どおり残す方向で努力してまいりたい、このように考えております。

○ト部委員 全く文化庁の御意見のとおりだと思ひます。というのは、ここにも福市遺跡のパンフがあるわけですが、遠くでござらんになれないと思ひます。さつきもこれを見にきた人がおつたわけですが、いや、これはすごい住居跡だな、こう言つておられます。この上にあるのが学校です。これが日進小学校です。それでここにまた住居跡があるというので、これをわざわざ残して、それで校舎をずらしてここに建設されておるわけですね。これはいま部長のおっしゃるとおりです。そ

のときに、当然プールをつくらうとする土地も遺跡指定がなされておつたと思うのですね。当然、文化庁のほうのお答にもあつたように、われわれとしてもそれは遺跡指定があつたと思つておつたわけですね。突如としてそういうことをやるものだから、これはとんでもないことだ、こういうことに相なつておるような状態です。ですから、いまのおこぼれの中で、これはあくまでも保存をしていくという態度を貫いていくということと並行して、これはもう常識として、学校ができればやはり住宅ができてくるわけですね。そういう点からこのある福市遺跡、これを私たちは全部福市遺跡と言つておりますけれども、これをやはりこわそうとするような動きがあるわけですね。

そこで、これは建設省のほうに先ほど来指摘をいたしておりましたけれども、私たちの研究員の中にでさへ、業者から五十万の金を渡すからひとつ調査したことにしてくれないうちういう誘惑がかつたことも事実であります。ですから、企業側としましては、ともかくなるべくそういうような調査をしたという名目の中で、一気かせい——これは峰崎のほうをこわすことが一番安いのです。ここら辺のたんぼなんというものは、五千石平野といつて、いまごろすこく高いわけですから手がでない。ですから、やはりここに手が伸びてくる。こういうかつこうで青木地区というものが破壊される危険性もありますから、ひとつ文化庁としては、私たちが言う福市遺跡の問題、これは宮城地区もそうであります。また二新庄地区、さらに御所原地区あるいは東堀地区とかいう地区がたくさんありますので、特にこの福市遺跡の問題については十分な監視をしていただきたいし、また指導をしていただきたい。このことをひとつお願いしておきたいと思ひます。よろしくございしますね。

そこで、建設省のほうに申し上げたいと思ひますが、建設省のほうには政務次官一人しかおらぬのですか。——では続いて文化庁のほうに申し上げたいと思ひますが、これはおそろく建設省と競合する分野がたくさんあると思うのですね。それで、こんなことを言つて——先ほどのお答にもありましたが、文化庁はよくがんばつてゐる、こういうことについては私わからねではないのです。しかしながら、古都保存法にいたしまして、当然これは文部省の担当です。それが、古都保存法は建設省のほうにさつと吸ひ上げられた。こういう問題もありませんが、これは予算的な関係もあるかどうか知らぬですが、人のふんどしで相撲をとるような感じが文部省、文化庁なんかで多々あるのです。それでは国の予算執行という問題がやはり問題だと思ひます。これは午前中にも指摘をいたしましたように、業者がこのごろおおかえの調査団をつくると同じように、国そのものの姿勢が、国でもって私たちの遺産を守ろうという姿勢がない。そして何かしら調査をやらせるといふときには業者にやらして、それでもうそれは済んだといふような、そういう国の予算執行の姿が文化庁にもはね返つてきておる、こういうふうに私は思ひます。

そこで、私はもう一つ原因があると思ひます。なんですが、文化庁の技術員、技官、こういう人たちが、建設省だと住宅公団とかいうような人たちに、情報をキャッチして説得し得るような、そういう人たちがほんとうに少ないのじゃないか。予算の関係でしぼられておる関係かどうか知りませんが、そういう技術者が少ない。こういうところにも問題があると思ひます。だから、奈良だとかそこら辺の調査のあれがだいたいふえていまして、やはり文化庁のそういう人員を強化する措置が必要じゃないか。だから、結果的にこの福市の遺跡なんかでもそうです。行つて調査を自分できぬから、県教委にまかせた。そこら辺でやつてみるというふうなことで上がつてきたものを、ああそうか、五十七条の二によつての申告が出たが、発掘やむなしだろ、そういう調子が全国にやられてゐるから問題がある、こう思ひます。ですから、確かに今

度は五億から十億の土地買収の予算なんかもふえただけでも、これとても微々たるものです。六百億だけではないのです。そういう意味で民族の遺産を守るといふ文化庁の皆さん方なにかから、胸を張って、やはり堂々と私は行ってもらいたい。そしてまた、いまの人員の強化の問題等につきましても、やはり十分に政府のほうに要求をしてもらいたい、こう思います。そういう点で、ちよつと文化庁をほめたようなかっこうになつたりなんかしますけれども、しかし、実際問題としては、そういう弱点もあることも皆さん方も知つてもらわなければならぬ、こう思うわけでありま

建設省の方はお見えになりましたか。——建設

省の方には、午前中にどこまでやりましたかね。たつた二つしかやつてなかつたと思つたのですが……。大企業の問題についてお話をしておつたわけですが、大企業の記録保存という名目のもとで工事をとんどん施工することができておるわけですが、中小企業にとつてはそうしたところの調査をする資力がないうわけでありました。隠して工事を進めていく。いまのこの都市遺産と同じでありますか、そういう問題について建設省としてはどういうような指導をしておるのか、この点についてちよつと指摘をしてみたいと思つたので、どうも恐縮でございます。

○高橋説明員 おそくなりましてどうも申しわけございませぬ。参議院のほうに回つておりましたもので、どうも恐縮でございます。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

ただいまの御質問ですが、建設省が道路をつくる場合に、文化財につきましてもあらかじめ十分な調査をいたしまして、重要な文化財はできるだけ避けるようなルートを選定しておるのが原則でございます。ただ、いろいろな客観情勢から、どうしても文化財の一部を通る必要がやむにやまらず生じるような場合には、事前に文化庁とも十分御相談いたしまして、その工事のやり方等につきましても十分相談をやつております。特に調査費を十分計上いたしまして、その文化財の程度、と

申しましたらたいへん語弊がございますが、永久に保存すべきものであるとか、あるいは一応調査しましたあとそれを埋め戻していいという状態であるか、そういうような文化財の程度によりましてそれぞれ調査費を十分計上いたしまして、文化庁とも相談の上、道路事業を実施しておるような状況でございます。原則といたしましては、もう文化財を避けるというのが現在の道路計画でございます。すけれども、どうしても避けがたいときには、そういうような措置をとつておるのが実情でございます。

○ト部委員 そうすると、午前中にもこの問題にちよつと触れたわけですが、十分な調査費をつけるのですね。いまは幾らぐらいついていますか。

○高橋説明員 ただいま全国でどれくらいの文化財のための調査費を出しておるか、ちよつと私いま詳しく存じておりませんけれども、その文化財の出したつた文化庁と相談いたしまして、文化庁の要求する額は全額出してあります。たとえば第二阪和につきましても、改定いたしました二億四千万円の予算を出しております。私のほうで適当に計上するわけはございませんで、文化庁の要求するものについてはすべて出してあります。これが現状でございます。

○ト部委員 いまの中で私はちよつとひつかかるわけですが、遺跡が出たところの時点で調査費を出す、こういうふうなお話でした。それは文化庁の要求に従つて出すということでしたけれども、私は午前中にも指摘しましたが、いわゆる開発側がやる場合にはやはりボーリング調査をやりますね。実質調査をやる。そういうときに、なぜそういう文化財保存のための調査が行なわれないのか。

実際問題として先ほども申し上げましたが、登呂遺跡の南側、あれも水田ですね。だけれども、実際問題としてあなたたちがやろうと思つたところが、たいへんな遺跡が出たでしよう。それで結果的に、あれは高架になりましたね。道路公園と

してはもうばく大な損害ですよ。事前に調査をしていたら、そんなことは実際問題としてはいいです。ですから、私の言うのは、文化庁と十分に事前のいわゆる打ち合わせのもとに、そしてその事前調査が十分に行なわれる中で、そしてそれが文化庁の言うのとおり予算がつくということであればわかります。今後は、そういう方向で文化庁が事前調査をする場合には、ここにあるぞというふうな場合には潤沢な金は出してもらえるか。よろしうございませうか、その点ははっきりしてく

○高橋説明員 御趣旨よくわかりましたので、そのようにいたしたいと思います。一言つけ加えさせていただきますと、従来とも、あらかじめルートの選定を行ないます場合に、文化財の所在等は文化庁とも相談いたしまして、大体ここはいけないというルートはできるだけ避けております。これは実情でございます。で、私たちのほうの都合で、いわゆるコントロールポイントというものがございまして、どうしても通過せねばいかぬ地点というものが道路の選定上まいります。たとえば橋の場合はここしか通れないというものが出てくるわけです。そういうようなコントロールポイントというものがございまして、そのコントロールポイントを結ぶ場合にどうしても文化財の一部を通る場合がございます。この場合にはいま申し上げました調査費を十分出してまして、その調査の様子によつて私たちのほうの道路の構造も変更したり、あるいは最も最悪の場合にはルート

旨のとおりやつていくつもりでございます。

〔委員長退席、渡辺(栄)委員長代理着席〕

○ト部委員 いまのことばの中でもやはりひつかかるのですね。文化庁と協議をしておつたのにそういうものが出てきた。こういうことは、やはり事前調査が行なわれていないということですよ。それはやはり先ほどの人員の予算の面から技術者が少ないために、地元の考古学者に聞くわけじゃなくて、そういう住民の等々に相談することではなくて、形式的な機関からそんなものがあるかないか——ないか、よしというふうなかつこうでやるからそういうことになるのです。だから、事前にそういう調査を十分文化庁がやつていれば、それはいかぬということになるわけなんです。だからこそ、そういうルートを変更しなければならぬという場合があります。

それからもう一つ、文化庁のほうからA、B、Cのランクをつけておるけれども、実際民族の遺産というものは、私たちがいまの時点ではこれはCランクだと思つていても、百年後の民族、われわれの子孫がその遺跡がほしかったというのが學術にあるのです。そういう面ではそれがA、B、Cかというところは、私は基準がつけられないと思ふ。私たちの民族の遺産なんです。そういうポイントがあつたからといって、どうしても文化財の上を通らなければならぬというもののじやないのです。そういうものはやはり後世の民族にそれを残していくという、そういうものの配慮がなければいかぬ、こう思うわけです。しかし、ともあれその問題は別問題として、文化財の保護部長、いま建設省のほうから言いましたから、ひとつ十分に調査費をふんだくつてくだされ。出すというのを言つておるのですから、私もこれからずつと監視をしますから、そういう点でこの話を進めてまいりたいと思ふ。

そこで、中小企業なんかの破壊の問題についてどういふふうな指導したかということについての御答弁がないようですが、その点はどうなんです。大企業の場合はそういうふうなかつこうでや

常に申しわけないと思ひます。したがひまして、この次の新しい計画を立てるにあたりましては、少なくとも途中においてはいろいろ計算の見込み違い等は出るかも知れませんが、百戸建てという約束を初年度に以上、五年目には百戸建設されるのが当然の責務だと考えますので、先般もお答え申し上げましたが、私はそのように今後には、閣議というものはやはり権威あるものとして慎重な検討をすべきだというふうに考えておりますから、この点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○浦井委員 次に、住宅公団にお尋ねしたいんですが、公団の家賃の値上げというものは、一般の民間の賃貸住宅の家賃の値上げを非常に促進させるということと、ちょっと問題だと思ふわけなんです。一体公団の家賃というものはどういふふうにしてきめられるのか、家賃の具体的な中身をひとつ教えていただきたいというふうに思ふわけなんです。

○宮地参考人 住宅公団の家賃の積算方法につきましては、日本住宅公団法施行規則の九条に書いてございまして、その家賃は、住宅の建設の費用を一定期間で償却する、これは現在原則として七十年で償却する、そのほかに、利子は五分として七十年間償却、それに修繕費及び管理費、地代相当額、損害保険料、貸し倒れ引き当て金等を合算してきめる、こういうことがございまして、おききととも、同第十条におきまして、家賃は、改良を施した場合とか著しく物価その他の事情に伴ひ、家賃の変更が必要があると認めるときには、これを建設大臣の承認を得て変更することができるようになつております。

○浦井委員 そういふことになりましたと、建築費に依りて家賃を算出するといふ原価計算方式、そういうことになるわけですか。

○宮地参考人 公団は、ある意味におきまして原価計算方式、しかし、十条等を加味しますと原価といふのが適当でない場合も起こりまして、その原価主義という意味は、公団としてはノンプロ

フィットで住宅を供給する、こういう意味のほうにより適切な場合があると存じます。

○浦井委員 いまの家賃が高くなる原因として地価が非常に高くなる、それでさらに建設の工事費が大幅に値上がりしておるといふふうにあげられておるわけなんです。確かに地価の高騰というのは建設費をはね上げておるといふふうに思ふわけなんですけれども、いふところ、それにスライドするようには家賃が上がつていふものではないことにはならぬといふふうに私は思ふわけなんです。大臣おられないわけなんです。地価の暴騰につきましては、いままでの政府のとりまいてまいりましたところの施策にいろいろ問題があるし、責任があるといふふうには思ふわけなんです。また公団自身が地価を上げ、そして民間資本に甘い汁を吸わせておるといふような例もあるわけなんです。私こへ昨日のアカハタを持ってきたおききなんです。このいわゆる三面記事のトップにこういふところがあるわけなんです。公団は、四十六年七月ごろ完成の計画で、埼玉県入間郡日高町に千七百戸のこまがわ団地建設を進めておる。この土地の売り手は、民間デベロッパーとして第一級の東急不動産、それで東急不動産は、四十二年ごろから約四十万平方メートルの山林を一平米当たり約二千円で購入、ところが、この地域一帯は水がないところで、簡単に住宅地にできない、このために東急は、買取した土地の半分を一平米当たり四千円、買取した土地の半分を公団に売りつけた、その場所も山頂側の工事費がかかる部分である、ところが、たとえ条件が悪くてもそこは非常ににお金のある公団らしくして、上水道の施設あるいは道路などをあわせてつづばな団地を建設する、この団地完成を見たら東急は売り残した土地に約七百戸分の宅地分譲をやるといふ、こういふ筋書になつておるわけなんです。そうしますと、結局東急は、たいした苦勞なしに最初買取した四十万平方メートルの買収費を公団に売りつけた半分の土地で取り戻し、さらに利益をあげるだけでなく、残しておいた土地を公団の諸施設に便乗して、りつ

ばな商品として大きな利益をあげることができ、こういうふうな計算になつておるわけなんです。これは結局家賃の値上がりにはね返つて、庶民の生活を苦しめるというふうにならざるを得ないと思ふのですが、こういうことは御存じなのか、またこういふことに対してどういふ対策を立てておられるのか、ひとつお聞きしたいと思ふのです。

○大津留政府委員 詳細には承知しておりませんが、公団が土地を買収する場合、農民等の土地の所有者から直接買収する場合もございまして、こういふデベロッパーが手持ちしておる土地を分けたりもするといふこともございまして。問題は、その価格が適正かどうかといふことだと思ふ。公団が土地を買収する場合には、適正な価格で買収するといふことが至上命令でございまして、土地鑑定士の専門家の評価を参考にいたしまして入手しておるということとございまして。東急が買った値段と公団に売った値段が違ふといふのは、その時期のズレによる評価の差といふことはあろうかと思ひますしあれでございまして、公団がその団地を開発いたしますには、関連した道路とか水を取得するといふことは、これはまた当然なこととございまして、もしそれに接続する東急不動産が利用しようといふような場合には、それに応じた負担をしようといふことにならうかと思ふのでございまして、御指摘のようにならうかと思ふのでございまして、東急にそれをただで使わせるというふうなことはございせん。

○浦井委員 この問題についてはあとでまたゆつくりとお聞きしたいと思ふのですが、もう一つの家賃値上げの原因に建設資金のコスト高の問題があると思ひますが、この公団の資金計画の中で、国の一般会計からは一体どのくらい公団に貸しておるのか、それからいわゆる公団の支出の面では、借入れ金の返済と利子支払いというのは一体どのくらいになつておるのか、ちょっと教えていただきたい。

○大津留政府委員 公団の資金構成につきましては、三十九年度までは財投会計から国の資金を出しておりましたけれども、四十年からは、出資にかえまして赤字になつた場合利子補給をするというたてまえにいたしましたので、出資はやめております。

それから公団の事業資金の構成でございまして、自己資金といひまして特別住宅債券、これは比較的わずかでございまして、それから宅地債券も三十億程度でございまして、そのほかに財投資金から政府資金の借入れ六分五厘が千三百六十四億円、それから七分の金が百億円、民間の資金が、七分四厘のものが二百七十六億円、七分六厘のものが三百四十四億円、政府保証債券が百億円、こういう形になつております。

○浦井委員 そういふお話で、結局まとめますと、四十年から利子補給になつたといふふうには言われたわけなんです。この公団のつくられた最初は、返済しなくてもよかった政府の出資金があつた、それがずっと減つてきて現在ではゼロになつておる、それから、あとのほうの説明で財投もあるけれども、結局大きな部分を民間の資金にたよつておる、高い利子がついておるといふこと、借金と利子の返済で非常にきつておるといふこと、こういう状態では資金コストが急速に高くなる、したがつて家賃が高くなるというところの原因になつておるのではないかと、こういふふうには思ふわけなんです。そういう状態であるといふことになつておると、こういう考え方でいきました場合の政府の対策というふうなものは一体どうしようか。

○大津留政府委員 先生御心配になつております。この家賃の算定に、いまの財政資金あるいは出資金が影響しておるのではないかと御指摘でございまして、これは賃貸住宅につきまして家賃を計算する場合には、七十年の償却期間で年利五分で計算するといふことになつております。したがつて、この建設資金をどういふ種類の金でまかなうにしても、家賃の計算はたゞいま申しました

ようなことで計算することになっておりますので、問題は、この公団の資金繰りが苦しくなることが容易になることとございますけれども、家賃の算定には影響がない、こういうたてまえをとっております。

○浦井委員 家賃には影響ないということなんですが、それではひとつあき家の家賃の値上げについてお尋ねしたいのです。

公団のほうからさっきお答えがあったわけなんです、必ずしも原価主義ではないけれども、原価主義の部分も相当あるということなんですが、それは建築のときに定めた家賃で何年間かたてば償還ができるようになっておるはずなんです。それをあき家の場合にさらに値上げをするというのは、私これは不当だと思ふわけなんです、どうでしょう。

○宮地参考人 お答え申し上げます。

公団は、先ほど局長からも申されましたとおり、七十年償却、五分という原則をとっております。それが第九条でございます。一方十条におきまして、公団は、住宅相互間における家賃の均衡の必要のある場合には上げ得る、これがあき家賃の一つの根拠でございます。いますでに御指摘のございました四十年当時におきまして、当初建設いたしましたものと比較しますと二倍以上の格差が出ましたために、これを原因として上げるといふのが一つの根拠になっております。もう一点は、住宅をそのまま放置いたしますとどうしても陳腐化してまいりますので、住宅に改良を施したい、これが第十條の三項。この家賃の均衡論と住宅に改良を施すという二つの理由のもとに、あき家賃の値上げをいたしましたわけでございます。

○浦井委員 住宅相互間の家賃の均衡と値上げをするのが第一ですね。そういうことになりましたと、建ったときに入る人は、原価主義だからそのときは相当高くてがまんして入りなさい、あとから入る人は、さっき言われたように、あき家になったときは家賃の均衡とさらに高い家賃を出してもらわなければいけません。ということになりますと、

いわゆる原価主義でなく御都合主義ではないか、二重取りではないかというふうに思ふわけなんです、どうです。

○宮地参考人 したがって、先ほど厳格な意味の原価主義ではないと申し上げました。ただ、私どものほうでは、ノンプロフィットという意味において措置をいたしておる。そういう意味で原価主義ということを考えてくれ、こういうことを申し上げたわけでございます。あき家賃の場合におきましては、一方において住宅改良を行なっており、その費用を償却し、一方においてあき家賃の増収分につきましては、家賃の抑制財源に回しておるの事実でございます。したがって、決して公団は、二重取りをすることによって公団の利益をはかっておるものではないと思ふので、御了解いただきたいと思ひます。

○浦井委員 そういうことで、私は政府の責任でこの問題は処理すべきだというふうに思ふわけですが、すなわち一般会計あるいは財政、そういうところからの出資、融資、こういうもので公団の経営をまかなっていくべきだというふうに思ふわけですが、ちゃんと最初の建設費に見合う家賃を払い続けてきたところの入居者から家賃を高くして取るというのは、やはり筋違いではないかというふうに思ふわけですが、そういうあき家の問題についてさらに言いますと、あき家はばらばらできるわけですから、入居者は少ないわけですが、そういうばらばら入居してきた人に対して個別的に値上げをしていくというようなことは、これはへたをするとして現在に入居しておる人たちの値上げにも、何か外堀を埋めていくというやうな感じになるのではないかと、その点を心配するわけで、こういうやり方はやはりやるべきでないというふうに思ふのですが、どうでしょう。

○大津留政府委員 先ほど先生も御指摘になりましたように、公団の三十年ごろ建てました住宅の家賃は、平均いたしまして四千円程度です。しかも今日から見れば非常にいい場所に建てておる。それで当時のベースで計算いたしましたから、これ

がもう十数年たつて修繕をしようとしたとしても、その家賃ではまかなえないというのが実態なんです。したがって、修繕がまかなえず、また公租公課もその後上っておりますので、そういうやうなこともございまして、また新しいのとの均衡も考えて適正な価格に引き上げるといふことは、これは国民の皆さんから貴重な資金をお預かりして建設、経営している公団といたしましては、そういう態度で検討するべき性格のものだと考えております。ただ、またいつ幾日からどういふうにするというところまでは詰めてはおりませんけれども、そういうふうに基本的には考えるわけでございます。

○浦井委員 それでは具体的に伺います。四十五年度は、あき家の家賃の値上げという具体的な計画はあるわけですか。

○宮地参考人 四十五年度におきましては、あき家賃は、全国平均にいたしまして四割九分くらゐを上げる予定でございます。これは、すでに五年を経過した団地について上げる予定をいたしております。

○浦井委員 来年度はどうですか。

○宮地参考人 これは、私のほうで計算いたしましたときは土地の値上がり、建物の、簡単に申しますと復成原価、こういうものを直近の時期において算定いたしますので、来年度の数字はまだ持ち合わせておりませんが、本年度につきましては、いま申し上げた数字を準備いたしておるのであります。

○浦井委員 私、やはりあき家であつても、家賃の値上げというものはできるだけ避けるべきである、むしろやめるべきであるということをご主張しておいて、次の問題に移りたいと思ふので、

次に、団地建設がかなりおくれおるわけですが、その原因の一つに用地が入手がたいという問題があるわけですが、たとえ用地が手に入つてもその団地の存在する自治体、こういうところから赤字のふえるやうな団地が来てもらうのはごめ

んだということ、自治体からボイコットされるケースが非常にふえてきておるわけなんです。これはもちろん、団地の進出によつていろいろな公共施設を自治体がつくらなければならぬ、その金がないというところに原因があつて、そういう現象が起つてきておるわけなんですけれども、今度住む側から見れば、当然団地に入れた、いろいろな公共施設が備わつておつて、そして生活がエシジョイできるというのを考えて来るわけなんです、一体こういう矛盾が起る原因、また責任はどこにあるわけなんです。どこが責任を負うべきだというふうに考えられますか。

○大津留政府委員 御承知のように、団地をつくりますと、それに関連いたしまして街路、下水道、そのほか学校、幼稚園、保育所、またごみ処理というやうな公共施設の整備並びに公共団体の事務がふえます。これは相当な居住者がふえるわけでございますから、将来長い目で見れば公共団体の収入もふえまして、収支相償うものがございますけれども、しかし、入居早々は固定資産税も軽減することになりますし、出費が重なる。したがって、十年なり十五年のつなぎがどうやってできるかということが、この解決の方法かと思ふわけでございます。

そこで、実際上の手当てといたしましては、起債でめんどろを見まして、将来それが収入があつたところで償還するということをやつておるわけでございますけれども、実際問題としては起債の償却費も相当多額にかさむというやうなことで、地元の公共団体が困難に陥つておる。したがって、もうちょっとその辺をさらに手厚く、つなぎ融資といいますか、負担の軽減の措置をいろいろな方面から考えてやる必要があるか。補助金をふやすというやうなことも、そういう適当なものがあればこれも一つでございますし、それから起債の償還の条件、長期のものを世帯するということも一つだと思ひます。また、地方交付税をそういうものに対してめんどろを見ろというののも一つかと思ひますが、そういう方法をいろいろ総合

昭和四十五年五月二十七日印刷

昭和四十五年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局